

平成 2 6 年 2 月 定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成 2 6 年 2 月 1 9 日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成26年2月定例会

日 時 平成26年2月19日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1 番 虻 川 浩	2 番 磯 山 亮
3 番 平 野 ひ ろ み	4 番 細 谷 正
5 番 尾 崎 利 一	6 番 中 野 志 乃 夫
7 番 中 間 建 二	8 番 森 田 憲 二
9 番 木 村 祐 子	10 番 須 藤 博
11 番 濱 浦 雪 代	12 番 藤 野 茂

2. 欠席議員（0名）

3. 出席説明員

管 理 者 小 林 正 則	副 管 理 者 尾 崎 保 夫
副 管 理 者 藤 野 勝	助 役 山 下 俊 之
会 計 管 理 者 田 村 茂	事 務 局 長 水 口 篤
総 務 課 長 藤 野 信 一	業 務 課 長 小 暮 与 志 夫
計 画 課 長 木 村 西	総 務 課 長 補 佐 利 光 良 平
計 画 課 長 補 佐 片 山 敬	

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 1 号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 2 号 小平・村山・大和衛生組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 3 号 平成 25 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議案第 4 号 平成 26 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 第 8 議案第 5 号 平成 26 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

議事日程（第 1 号追加の 1）

- 第 1 陳情第 3 号 理解を得るのは難しい過去の事実について、地域住民に説明することなく想定地での建設を進めることについての陳情
- 第 2 陳情第 4 号 3 市共同資源化施設建設計画に関する積極的な情報の開示を求める陳情
- 第 3 陳情第 5 号 3 市共同資源化事業に於ける（仮称）施設整備地域連絡協議会設置に向けての準備会議事録を求める陳情

午前 9 時 27 分 開議

○議長【森田憲二】 おはようございます。本日は開議時間を 30 分早めまして、9 時 30 分といたしましたので、ご了承願います。

議事終了後、議長報告並びに管理者報告、事務局報告がございますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会 2 月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第 1 会期の決定

○議長【森田憲二】 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長【森田憲二】 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第 77 条の規定により議長から指名申し上げます。

2 番 磯山亮議員

5 番 尾崎利一議員

12番 藤野茂議員

以上、3名の方をお願いをいたします。

ここで議事運営上、暫時休憩をいたします。

午前9時29分 休憩

午前9時46分 再開

○議長【森田憲二】 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 諸報告

○議長【森田憲二】 日程第3、諸報告を行います。

諸報告につきましては、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号の請願・陳情文書表を机上に配付をさせていただきました。この3件につきましては、追加日程とし、本日の会議の一番最後の議題にさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 ご異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

日程第4 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長【森田憲二】 日程第4、議案第1号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました議案第1号につきまして説明を申し上げます。

本案は、職員の給料等の改定について提案をさせていただくものでございます。初めに、職員の給料等の改定についてでございます。本年度の東京都職員の給与につきましては、公民格差の解消のため、マイナス０．２０％、月額平均で８２７円引き下げる改定がされております。組合におきましても、民間における給与水準を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改定を実施するものでございます。

改定の主な内容でございますが、第１点目として、給料表の改定についてでございます。行政職給料表（１）及び行政職給料表（２）を本年度の改定後の東京都給料表に準じた内容で小平市と同様に改定を行うものでございます。

第２点目として、年間給与で実質的な公民給与の均衡が図られるよう、東京都人事委員会勧告の趣旨を考慮して、小平市と同様に３月期に支給する期末手当において所要の調整を行うものでございます。これらの給与改定に伴う人件費の減少につきましては、おおむね２１万円を見込んでおります。なお、これらの内容につきましては、全職員に対して説明をし、了承を得ているところでございます。

施行期日につきましては、平成２６年３月１日を予定いたしております。

次に、管理職手当の改正についてでございます。管理職である職員に支給されます管理職手当を定率制から定額制に改めるため、必要な規定の準備を行うものでございます。現行では、管理職手当の支給額は、給料月額に管理職の職層に応じた支給率を乗じて算出をしておりますが、管理職の職務の困難性や責任の重要性を反映するよう、組合が準拠しております小平市と同様に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成２６年４月１日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 おはようございます。ご説明ありがとうございます。今のこの条例改正によって職員の方々の実質的な影響額がどのようになるのか、伺います。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 この給与改定によります実質的な影響額でございますが、給料、それから管理職手当等諸手当へのはね返し分を含めまして、全体では月額14,494円のマイナスということになります。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 東大和市においても市民の皆さんの収入、ずうっと減り続けていて、そのことが景気回復の大きな足かせになっているというふうに私は認識していますが、やはり労働者の皆さんも含めてこうして給与が減らされていくということが地域経済にとってもやはり悪条件になっているというふうに認識していますけれども、その点についての認識を1点伺います。

それから、私はやはり待遇の改善が図られるべきだというふうに考えているわけですが、同時に労使の合意は尊重しなくちゃいけないというふうにも考えているんですが、この衛生組合の場合は、その労使の合意といっても明確な形がないという状況のようですが、例えば労働者代表を選出するなどして、そういう手立てをとっていくということも検討すべきではないかと思いますが、その点についての認識を伺います。

それと、構成3市の労働組合とのこの同じ状況、構成3市でもあると思いますので、構成3市の労働組合との妥結状況などについて伺います。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 初めに、一番最後のご質問の3市の妥結状況でございますが、小平市では11月に交渉して妥結をいたしまして、12月の定例会

で可決しております。武蔵村山市もやはり 1 1 月に労使交渉で妥結いたしまして、1 2 月定例会で可決しております。東大和市につきましては、先週職員団体との合意に達したということを聞いております。来週 2 月 2 5 日の定例会初日に上程するという話を伺っております。

それから、給与改定について、現在なかなか労働環境が好転していかないというような状況でさらに引き下げるといことでございますが、これは、当然公務員は民間に準拠しなければならない状況でございますので、ここで民間の状況が上向いてくれば、当然それに倣う形で公務員も待遇の改善につながっていくものと考えておりますが、現在のところそういった状況にはまだ至っておりませんので、民間のそういう状況に適応した形での改正となっております。

また、組合には職員団体がございません。平成 1 3 年に解散をしております。当時は、技能労務職のみの職員団体でございました。その当時から一般行政職はその職員団体には加入はしておりませんでした。その後、民間委託等が進みまして、技能労務職は現在 1 人もおりません。そういった形で職員団体も自然に解散したという状況でございます。その後、職員団体につきましては、現在まで存在していないわけでございますが、組合では、職員数が今全部で 1 7 人しかおりませんが、全職員に説明いたしまして、皆さんのご了解を得ているところでございます。

○議長【森田憲二】 虻川議員。

○1 番【虻川浩】 それでは、行政職給料表（1）のほうにつきまして、1 点だけ確認をいたします。

1 級の 1 7 号給を当分の間 1 5 万 4, 8 0 0 円とするというのと、1 級の 2 9 号職を当分の間 1 8 万 1, 2 0 0 円とするというふうになっておりますけれども、この理由をお示しいただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 行政職給料表（１）の最後の備考欄のところの給料月額が記載してございますが、これは初任給に該当するところでございます、初任給は改定せずに据え置きということでこういった記載になっております。

○議長【森田憲二】 虻川議員。

○１番【虻川浩】 そうしますと、職種にかかわらず初任給に関してはこれに据え置くという意味合いでよろしいかどうか、確認です。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 職種につきましては、この行政職給料表（１）に該当すれば据え置きということになります。

○議長【森田憲二】 ほかにご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 質疑を終了することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第４、議案第１号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第５ 議案第２号 小平・村山・大和衛生組合行政財産 使用料条例の一部を改正する条例

○議長【森田憲二】 日程第5、議案第2号 小平・村山・大和衛生組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、行政財産使用料に関する延滞金について、組合が準拠しております小平市と同様に改正するものでございます。

改正の内容でございますが、納付期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間について年7.3%の割合を設けること、延滞金が加算される使用料の額を2,000円以上とすることなどについて規定を設けるほか、当分の間、延滞金の割合の特例を設けることについて、新たに附則で規定するものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。虻川議員。

○1番【虻川浩】 それでは、お尋ねします。まず、組合の行政財産で使用料が発生するものというのは、具体的にどういったものを指すのか、これが1点。

それから、先ほどのご説明で、1カ月未満を7.3%、それから2,000円の金額の規定を設ける、追加するという話がありましたけれども、これにつきまして、1カ月未満の延滞金が新しく7.3%、ちょうど半分ですね、これ。半分の7.3%とした根拠、また、2,000円というものを設けた根拠というのはどの辺にあるのでしょうか。これが2点目。

それから、その減免に当たるやむを得ない理由というのはどういうケースを指すのか。この3点をお尋ねいたします。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 3点ほどご質問をいただきましたこととお答えいたします。

初めに、組合にあります使用料が発生するものでございますが、現在、敷地内に東京電力の電柱がございます。それから、東京ガスのガス管の防食装置が、やはりこれも電柱に類するものですが、1本ございます。あとは、自動販売機が2台ございます。そのうち、電柱につきましては、年間1万円程度の使用料が発生しております。その電柱についての使用料が一番高い金額でございます。

それから、2,000円、7.3%等の根拠でございますが、これは地方税法に準拠してこういった改正になっております。

次に、やむを得ない事情でございますが、具体的な例といたしましては、震災などの天災が発生した場合にはやむを得ない事情に該当するのではないかと考えております。

○議長【森田憲二】 虻川議員。

○1番【虻川浩】 ありがとうございます。

それでは、延滞金につきまして、実際にそういった状況があるのかどうかという現実の状況を確認したいのが一つと、それから、やむを得ない理由というものを、先ほど震災、災害等というお話でしたが、これを明文化しなければそういったものに対応できないから明文化したということになるのでしょうか。その二つをお尋ねします。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 やむを得ない理由がどういうことでどういう内容で明文化が必要かというお話ですが、今、震災等のようなことがあればということでも申し上げましたけれども、基本的に納付者の方の責任ではないというような

ことが明らかに判断できるような、そういう明確な理由がある場合には、これは納税者の直接の責に起因しておりませんので、減免の取り扱いということでございますので、一般的にどういう内容でというのは明らかにできません。先ほど例に申し上げましたように、天災とか天変地異のようなことであれば、これはそういうことで該当させていきたいということで明文化させていただくことで考えてございます。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 実際にそういった例が発生しているかどうかでございしますが、現在、平成25年度の分につきましては全て納付をいただいております。この条例が施行されます4月1日以降でございしますが、先ほど申しました東京電力の電柱3本の年間の納付額が7,272円でございます。これについては、2,000円以上になりますので、納付がおくれた場合は延滞金が発生する可能性もございしますが、実際試算しますと、1年半ぐらい滞納しませんが延滞金を徴収する1,000円に達しないという状況でございます。

○議長【森田憲二】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 直ちに採決いたします。日程第5、議案第2号 小平・村山・大和衛生組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例、本案を原案の

とおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって本案は原案どお可決することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 3 号 平成 2 5 年度小平・村山・大和衛生 組合一般会計補正予算（第 3 号）

○議長【森田憲二】 次に、日程第 6、議案第 3 号 平成 2 5 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 3 号について説明を申し上げます。

本案は、平成 2 5 年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 9 7 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 5 億 3, 6 6 0 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

今回の補正の内容でございますが、歳入につきましては、財産収入及び諸収入を増額し、繰入金を減額するものでございます。歳出につきましては、総務費及び塵芥処理場費を減額するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 それでは、お手元の補正予算書に沿いましてご説明を申し上げます。

補正予算書の表紙を1枚おめくりください。

補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,297万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億3,660万2,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきましてご説明を申し上げます。

3款財産収入、1項1目利子及び配当金でございます。基金の運用益が予算額を上回ったことなどにより増額をするものでございます。

次に、4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金につきましては、主に後ほどご説明をいたします歳出の減に伴い減額とするものでございます。

次に、6款諸収入でございます。

2項1目雑入につきましては、アルミなどの金属類の資源化におきまして、当初見込んでいた価格を上回る価格で売り払いができたことなどによる増額でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきましてご説明をいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、派遣職員の人事異動、また給与改定等による変動部分を精査したことに伴い減額を行うものでございます。

13節委託料は、職員の2次健診受診者の減、14節使用料及び賃借料は契約差金を減額するものでございます。

2目財産管理費、13節委託料及び14節使用料及び賃借料につきましては、契約差金を減額するものでございます。

25節積立金でございます。職員退職手当基金、財政調整基金、施設整備基金につきましては、運用益の増による増額でございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。

1項2目塵芥処理維持管理費でございます。

11節需用費では、消耗品費のうち薬品油脂類で、主に焼却灰の処理に使用するキレート剤の使用量がふえること、また、光熱水費は当初見込んでいなかった電気料金の燃料調整費がふえること、また修繕料につきましては、小規模工事がふえたことにより増額をするものでございます。

次に、6ページ、7ページから8ページ、9ページにかけてでございますが、13節委託料、15節工事請負費、16節原材料費及び18節備品購入費につきましては、主に契約差金が生じたことによる減額でございます。

27節公課費につきましては、前年に排出をしました硫黄酸化物の量に対する単価の減により減額をするものでございます。

次の10ページ、11ページにつきましては、給与費明細書でございます。

以上が補正予算(第3号)の内容でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了いたします。

直ちに採決いたします。日程第6、議案第3号 平成25年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第3号)、本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第 7 議案第 4 号 平成 2 6 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

日程第 8 議案第 5 号 平成 2 6 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

○議長【森田憲二】 日程第 7、議案第 4 号 平成 2 6 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について及び日程第 8、議案第 5 号 平成 2 6 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算、以上の 2 議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 4 号及び議案第 5 号につきましては、関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、施設の適正かつ計画的な維持管理に努め、効率的で安定したごみ処理事業の運営を図ってまいります。また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民との信頼関係を構築してまいります。

平成 2 6 年度の予算総額は 1 6 億 5, 0 0 0 万円でございます。分担金につきましては、平成 2 5 年度と比較いたしまして 8, 0 0 0 万円多い 1 3 億 5, 0 0 0 万円のご負担をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、事務局長が説明をいたしますので、よろしく

ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 それでは、平成26年度一般会計予算の内容に沿いましてご説明を申し上げます。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページをごらんください。

事業の実施に当たりましては、(1)の基本事項にございますとおり、引き続き関係法令を遵守をし、効率的で安定したごみ処理事業を行うとともに、施設保全スケジュールに基づきましてごみ処理施設の計画的な維持管理を行ってまいります。また、あらゆる機会を通じまして、地域住民の方、また管内市民の方との信頼・協働関係を構築してまいりたいと存じます。

次に、(2)の平成26年度主要工事等でございますが、定期的な補修工事のほか、ごみ焼却施設バグフィルターろ布交換工事、3号ごみ焼却施設ごみクレーンバケット更新工事、また4・5号ごみ焼却施設計装設備更新工事、また粗大ごみ処理施設耐震補強等改修工事などを予定してございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

組織市3市で予測をしました衛生組合へのごみ搬入量でございます。平成26年度は可燃ごみが計6万4,043トン、不燃ごみが計8,659トン、合計で7万2,702トンを見込んでございます。前年度の当初予算時と比べまして3,498トン少なくなっております。

次に、7ページをお開きください。

衛生組合の主な財源でございます分担金の平成26年度算出資料でございます。分担金は、運営経費分と施設整備基金分とを合計し、13億5,000万円をお願いする予定でございます。平成25年度と比較しますと8,000万円の

増となっております。

それでは、予算書に沿いまして内容のご説明を申し上げます。予算書のほうに戻りまして、表紙を1枚おめくりください。

第1条に記載のとおり、平成26年度のごみ処理事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ16億5,000万円を計上してございます。前年度当初予算に比べ1億2,000万円の増額でございます。

ページを6枚ほどおめくりいただきまして、4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金でございます。分担金額につきましては、均等割10%、投入割90%の割合で求めたものでございます。前年度当初予算と比較し、8,000万円の増額となっております。

2款使用料及び手数料でございます。行政財産使用料条例に基づき、電柱及びガス管腐食防止装置等の組合敷地への設置による土地の使用料でございます。

3款財産収入は、基金に対する運用益の見込額を計上してございます。

4款繰入金でございます。財政調整基金からの繰り入れは、前年度当初予算と比較をし、4,002万2,000円の増額となっております。繰越金は前年度と同額の2,000万円でございます。

6款諸収入でございます。

1項1目組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。

2項1目雑入は、アルミなどの金属類の売り払いを見込んでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございます。

1款議会費でございます。議員報酬及び速記委託など議会開催等に要します経費に加えまして、共済費には東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の負

担金、また旅費につきましては、3市共同資源化事業や組合の施設更新が控えておりますことなどを勘案し、隔年で実施しております行政視察旅費を今年度も計上してございます。

2款総務費でございます。

1項1目一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。

1節報酬は、公務災害補償等審査会及び情報公開審査会の委員に対する報酬でございます。

2節給料は、特別職4人、一般職18人の給料でございます。

3節職員手当等は、一般職の各種手当及び期末勤勉手当でございます。

4節共済費は、東京都市町村職員共済組合の負担金等でございます。

次に、8ページ、9ページでございます。

8節報償費には、研修会講師謝礼、功労者表彰の記念品代を計上してございます。

9節旅費は職員の出張等に伴う旅費でございます。

10節交際費は昨年と同額でございます。

11節需用費は、事務・事業用の消耗品、図書費及び修繕料が主な内容でございます。

12節役務費は、インターネット使用料、筆耕料及び施設見学時の傷害保険料でございます。

13節委託料は、職員の健康診断、また広報紙「えんとつ」の発行、給与計算ソフトの保守、職員採用試験委託費用でございます。

14節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。

18節備品購入費の庁用器具費につきましては、来客用冷蔵庫及びデジタルカメラの購入でございます。

次の１０ページ、１１ページにまたがりませんが、１９節負担金補助及び交付金は、全国都市清掃会議、三多摩清掃施設協議会、職員の研修会などの負担金、また地域共生事業であります「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

次に、２目財産管理費でございます。

１１節需用費は、車両の燃料費及び消防設備等各種設備や車両等の修繕料などでございます。

１２節役務費は、郵便料・電話料、建物総合損害保険料などでございます。

１３節委託料は、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、また消防設備やエレベーターの保守など、機器等保守整備委託でございます。

１４節使用料及び賃借料は、小平市から借りております土地の借上料及び財務会計システム借上料が主な内容でございます。

２５節積立金でございます。職員退職手当基金は条例に基づき職員給料の２％相当分を、また財政調整基金は平成２５年度歳計剰余金見込み額の２分の１相当額を、また施設整備基金につきましては１億５，３００万円を、それぞれの基金の運用益とあわせ積み立てをする予定でございます。

２７節公課費は自動車重量税でございます。

次に、３目公平委員会費につきましては、共同設置をしております東京都市公平委員会への負担金でございます。

２項１目監査委員費につきましては、監査委員の報酬及び所要の経費を計上してございます。

次に、１２ページ、１３ページをお開きください。

３項１目余熱利用施設費は、足湯施設「こもれびの足湯」の管理運営に要する費用でございます。

８節報償費は、「足湯施設運営連絡会委員」に対する謝礼でございます。

次に、１１節需用費は、清掃関係で使用する洗剤等の消耗品、上下水道料、また電気料金及び修繕料などでございます。

１２節役務費につきましては、電話料及び建物総合損害保険料等の保険料でございます。

１３節委託料は、施設の管理や警備及び水質検査に要する委託料でございます。

次に、３款塵芥処理場費でございます。

１項１目塵芥処理総務費、９節旅費につきましては、業務課職員の出張旅費でございます。

１２節役務費につきましては、公害防止管理者登録申請手数料でございます。

１９節負担金、補助及び交付金につきましては、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。地域環境対策負担金は、小平市が行っております組合周辺地域の環境整備事業に対する負担金でございます。

次に、２目塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。

１１節需用費でございますが、１４ページから１５ページにかけてごらんいただきたいと思います。需用費においては、薬品類及び修繕料の増などの理由により、前年度に比べ増額となっております。なお、修繕料につきましては、平成２２年度から２４年度までの決算額の平均額をもとに積算してございます。

１２節役務費につきましては、４・５号焼却炉のごみクレーン２基の法定検査料及び洗濯機のリサイクル手数料でございます。

１３節委託料でございますが、参考資料のほうの１３ページから１４ページにかけて詳細を記載してございます。処理・処分等委託につきましては、最終処分場への焼却灰の運搬業務などの委託、また施設等維持管理委託につきましては、焼却施設などのプラント運転業務、炉内清掃などの委託、また測定等委

託につきましては各種環境測定業務の委託、機器等保守整備委託は各種機器類の保守点検業務の委託でございます。

予算書のほうに戻りますが、14ページ、15ページの15節工事請負費でございます。先ほどの参考資料の14ページの中段から15ページにかけて、同じく詳細を記載してございます。

焼却施設では、燃焼設備の定期保守のほか、焼却炉バグフィルターろ布交換工事、3号炉ごみクレーンバケット更新工事、また4・5号炉計装設備更新工事などがございます。また、粗大ごみ処理施設では、耐震補強等改修工事、また供給フィーダ・排出コンベア補修工事がございます。その他共通工事では、各種工事のほか緊急性を要する故障が発生した際に迅速な対応が行えるよう所要の経費を計上してございます。

予算書に戻りますが、14ページ、15ページの下段、16節原材料費でございます。焼却炉のストーカ部品及び粗大ごみ処理施設の破砕機の部品などを購入するものでございます。

18節備品購入費の機械器具費につきましては高圧洗浄器等を、また、庁用器具費につきましては中央操作室のいすを購入するものでございます。

27節公課費は、排ガスに含まれます硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

2項1目塵芥処理場建設費でございます。

8節報償費は、市民説明会における手話通訳者への謝礼でございます。

9節旅費は、計画課職員の出張旅費でございます。

11節需用費は、事業用消耗品及び3市共同資源化事業施設見学会の食事代でございます。

次に、12節役務費は施設見学会の傷害保険料でございます。

1 3 節委託料は、平成 2 5 年度で債務負担行為を設定いたしました 3 市共同資源化事業基本構想等策定業務委託、また、会議録作成業務委託でございます。

1 4 節使用料及び賃借料は、3 市共同資源化事業施設見学会のバス借上料でございます。

4 款公債費でございます。

1 項 1 目元金につきましては、平成 1 6 年度から 1 8 年度までの部分更新施設整備工事に伴う起債の元金の償還でございます。

2 目利子につきましては、起債の利子の償還でございます。

次に、5 款予備費でございますが、2, 1 4 7 万 9, 0 0 0 円を計上してございます。

次に、1 8 ページから 2 2 ページにつきましては給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

次に、2 3 ページにつきましては、地方債の現在高、また現在高見込額など地方債に関する調書でございます。

以上が、平成 2 6 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金を含めた平成 2 6 年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。細谷議員。

○4 番【細谷正】 よろしくお願します。当該年度の予算において、ちょっと大きな視点で伺いたいというふうに思うんですけども、この施設内で直面する経年的老朽部分というか、施設上ちょっと弱くなっているかなというような部分の整備について、そういったことを事務局内で検討をしたようなところがあれば、予算に反映されている部分は説明も、備品なんかの購入であったり保

守点検という範囲はわかるんですけども、施設全体における老朽部分への対応が検討されてきたものがあればお示しをいただきたいというふうに思うんです。

それから、分担金ですね。これは二つの議案を一括して審議してますので、議案第4号や資料の中で示された3市の分担金は、昨年と比べればふえているという説明でしたけれども、この資料の中には、平成の21年から推移ということで掲載がありましたですけども、これは、全体としては、数値としては、21年から比較しても下がってきていると。このあたりはどういうふうに見ておられるのかを伺いたいというふうに思います。

○議長【森田憲二】 小暮業務課長。

○業務課長【小暮与志夫】 まず、1点目の施設全体での経年的な老朽化等で弱っているところがあるのか、そういったご質問であると思います。確かに大分古くなってきておりましてあちこち傷みが来ております。想定できる部分と想定外の部分、いろいろなところがありまして、その都度対応している部分、壊れて故障してからでも間に合う部分というのもございますので、その辺はその都度対応しております。ただ、故障してしまっただけでは施設の操業に影響してしまうという部分はかなりございまして、この辺に関しましては、施設保全スケジュールというものを作成しまして、過去の例を含めまして、向こう5年程度、それから先の施設、この施設をどこまで使うのかというのを見据えた中での計画を立てまして、適宜スケジュールに従いまして進めて、設備的に取り替え等を行いまして、施設を安定的に稼働できるような形で進めていきたいと思っております。ただ、小規模な補修もかなりありますので、その辺につきましては、今、運転維持管理委託をしている業者ともいろいろ話をしまして、自分のできるところをどんどんやっていこうというような形で含めて検討をいたしております。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 分担金についてのご質問でございますが、参考資料の8ページにも表で平成21年度からの分担金の推移が出ております。ことしは去年に比べますと8,000万円ほど増額をしているわけでございますが、それまでは、平成24年度は1億円、25億円は1億円減らしてきているわけでございます。理由につきましては、歳出の減ということもございますし、財政調整基金の繰り入れで調整していると、そういうところもございます。平成26年度につきましては、歳出が1億2,000万円ほどふえておりますので、それに充てる財源として8,000万円増額させていただきました。

○議長【森田憲二】 細谷議員。

○4番【細谷正】 ありがとうございます。保全のためのスケジュールがあるんだということだったので、そんなに大きな事故ということではなければ、この範囲内で吸収をしたり手当できるのかなというふうに思うんですけども、施設全体の、今、将来使用の期限というか、建物も含めて、とにかく年数がたったものが公共施設というのは多いので、もし、資料の範囲でも結構なんですけれども、施設ごとの稼働してからの年数みたいなのが記録的に時系列的に示されたような資料なんかが出てくればいいかなというふうに思っております。ちょっと予算に際してそういうふうにちょっと発言をさせていただいているというレベルなので、予算上の金銭的な面はこの範囲で確認をいたしました。

それから、分担金の関係は、財政調整基金ということでもありましたけれども、基本的には、ごみ量も抑えてきているということなんでしたよね。ごみの実績は、参考資料だと4ページ、5ページでしたけれども、全体として分担金に反映させるというか、影響するというか、ごみ量の減少によるものだという判断でいいということでしょうかね。その確認をさせてください。

○議長【森田憲二】 小暮業務課長。

○業務課長【小暮与志夫】 施設の使用期限といいますか、そういったものに関するご質問であったと思いますけれども、今大きく粗大ごみ処理施設と3号ごみ処理施設、4号・5号ごみ処理施設と、三つ工場がございます。粗大ごみ処理施設と3号ごみ焼却施設につきましては、昭和50年の建設となっておりまして、もう30年以上経過しているところでございます。4号・5号ごみ焼却施設につきましては、昭和61年度の竣工でございます。このごみ処理施設、おおむね機械設備を含めて15年程度が使用期限かというふうに言われております。ただ、適宜補修等を加えながら今延命化をとっております。大きなその延命化対策としまして、3号ごみ焼却施設につきましては、平成元年、2年で大きく焼却炉や自動燃焼装置の更新を行っております。それから、平成13年から18年度にかけまして部分更新施設整備工事ということで、向こう15年使えるような形で大きな部分更新工事を行っております。この年数でいきますと、平成33年まで、今の機械設備としては使用するような計画で考えております。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 分担金とごみ量との関係でございますが、組合では施設を365日、24時間運転しているわけでございますが、ごみの量が大きく変動すれば影響がございますでしょうが、多少の変動でございますと、24時間ずっと継続して運転しておりますので、それを動かす経費につきましては大きな変動はないものでございます。したがって、経費がそれだけかかっておりますので、分担金については大きく増減はしない、そういうことになっております。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 分担金のところですが、参考資料の8ページ、9ページのところで、私の認識だと、分担金がこの間減少してきたのは、分担

金のうち施設整備基金については定額で計画的に積み立てていると。それで運営経費についての変動だという理解なんですね。それで運営経費にかかわる分担金が減ってきているのは、財政調整基金の残高がかなり積み立てられてきて、ちょっと多過ぎるぐらいになっているということで、1億円ずつぐらい財政調整基金の残高を減らしていこうという意図があって、分担金をこの間減らしてきているのではないかというふうに私は見ていたんです。今回その施設維持補修費等の増ということで分担金を8,000万円ふやし、財政調整基金からの繰り入れも4,000万円ふやして、計1億2,000万円ふやしているということになるわけですが、これまでの考え方からいえば、ここを積み増さなくても財政調整基金の残高を減らしていくという考え方で対応できるのではないかというふうにも考えるわけですが、その点でこの8ページのところの21年度から25年度、見込みも含めて各年度ごとに財政調整基金の残高がどうなっているのかということが1点。

それから、それを踏まえて私が今言った、ここで分担金をふやさなくても財政調整基金の取り崩しで対応できる範囲なのではないかという考え方、というふうに私は言ったわけですが、その点についてのご判断というか、考え方について伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 今回26年度の分担金については8,000万円の増ということですが、これまでは財政調整基金に残高がございましたので、取り崩しながら分担金を減らしてきたわけですが、今回、財政調整基金につきまして4,000万円ほど増で、全体では約2億2,000万円の繰り入れをするわけですが、そうしますと、現在の残高から2億円を減額しますと、26年度末で約3億円の財政調整基金残高になります。組合では、焼却施設の緊急の炉の停止をした場合に、他団体に処理をお願いする場合などを想定

しますと、最低でも３億円程度は必要ではないかと考えております。その最低ラインを確保するため、今回繰り入れの額が２億２，０００万円という数字にあらわれております。

それから、平成２１年度からの財政調整基金の残高の推移でございますが、２１年度末ですと４億３，０００万円でございます。２２年度末が５億５，０００万円、２３年度末が６億７，０００万円、２４年度末が６億４，０００万円、今年度末が５億１，０００万円の残高を予定しております。２６年度予算を反映しますと、２６年度末残高が約３億円ということでございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○７番【中間建二】 それでは、予算書の１６ページ、１７ページ、塵芥処理場建設費の委託料についてお尋ねをいたします。３市共同資源化事業の進め方等について、一貫して組合の中で大きな課題になっておりまして、この２６年度の中でも３市共同資源化事業を進めていくということで予算計上されておりますが、これに関連して私のほうで資料要求をさせていただきました。大変短い期間の中で、事務局のほうで資料を用意していただきましてありがとうございます。この提出していただいた資料の１点目で、私のほうで「３市共同資源化施設について想定地が東大和市の桜が丘用地に決定した経緯が確認できる議事録と資料」ということでご提出をいただきましたが、私も当然読んでしましたけれども、東大和市の桜が丘用地に決定した議事録として、これはどういうふうに理解をすればいいのか、組合のほうとしてはどういうふうに考えていらっしゃるのか、まずこの点をお尋ねしたいと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 このたび、資料を提出させていただきましたが、その中で、まず、平成１６年の２月２３日のごみ減量等総合調整本部会議、こちら

の会議録ということでお示しをしてございます。最初に資料の先頭でございます平成15年度第2回ごみ減量等総合調整本部会議についてという回議書のついている冊子でございます。その後半に、ごみゼロプラン見直し調整部会調査検討結果報告書、平成16年2月23日というものが添付されてございます。こちらの4ページにございます結論の部分でございますが、この中に現在の小平・村山・大和衛生組合の敷地については、小平市の用地を借りましてもなお狭隘である、それから、ごみ処理施設が集中することによります施設周辺地域住民の負担を考慮しますと、東大和市の用地を借用する等分散させて整備する必要があるというようなことで記載がされてございます。こちらにつきましては、この本部会議で引き続き検討するということでこの会議は終わってございます。

その次の平成17年3月29日でございますが、こちらのごみ減量等総合調整本部会議につきましては、こちらにもその後に報告書を添付させていただきますが、これはごみゼロプラン見直し調整部会平成16年度検討結果報告というものでございます。平成17年3月29日のものでございますが、その中には、施設用地として、現東大和市暫定リサイクル施設の敷地とするという記載がされてございまして、3市共同資源化施設の建設用地につきましては、ほかにも小平・村山・大和衛生組合に隣接する小平市の用地、東大和市内の国有地及び民間所有地なども検討対象となったが、小平・村山・大和衛生組合の敷地に集中することなく分散整備する必要があること、これは平成15年度決定事項ということですので、また、敷地面積及び用地確保の現実性を考慮し、東大和市の現リサイクル施設の敷地を借用することが最善と考えた、このような記載となっております。この本部会議の中では、次の本部会議、この内容について検討し、持ち寄るというようなことでこの会議はなっております。

その後、平成17年7月4日に、ごみ減量等総合調整本部会議が開かれまし

て、これも今の報告書と同様のものを資料としまして会議がされております。
この中では、基本的には合意した方向で進めるということで意見が集約できるので、理事者に諮って事務を進めていくというような会議の内容となっております。

その後、最後の資料でございます。平成17年8月23日の理事会におきまして、その記録の中に用地案としまして、小平・村山・大和衛生組合の焼却場の用地では非常に手狭だということで、東大和市の用地を借用してリサイクルプラザをつくるという本部会などの案につきまして各理事者の中で合意されたというような内容となっているものでございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 今、桜が丘の想定地の周辺住民を対象に協議会を立ち上げていただけてまして、管理者である小林市長を初め3市の市長がおそろいの中で協議会を進められようとしておりますけれども、やはりこの間指摘してきたように、今のような周辺住民の合意を得ないまま進めようとしていることに対する多くの参加者の憤りと反発がますます高まっているような状況の中で、全く進められるような状況でないというふうに認識をしております。

やはり一番その住民の皆さんからすると、なぜここにつくることになったのかというところが、そもそもの話がなかなか見えてこない中で、今回の資料を拝見をいたしますと、平成16年の2月のこの会議の中でのこのやりとりを見ますと、東大和市の側から……、ごめんなさい、今のところの5ページのところですね、5ページのところで当時の本部長が……、ごめんなさい、事務局が、今回このここの会議で初めて東大和市の用地が検討されているということが会議の中で資料が作成されることによって明らかになるでしょうということで、これが、この報告書が情報公開制度の対象になった場合に東大和市のことが出てくるけれども、これについて支障はないのでしょうかと心配していただいて、

事務局長が東大和市のことをおもんばかって発言をさせていただいている内容について、東大和市のほうから、組合の、もし組合のほうで利用するという話を持っていけばというような言い方になっておりますが、要はその、ここの中で東大和市のほうから管理者が知らないうちに外に出るというようなことがあり得るかというような心配の声が上がっている。こういうやりとりを見ますと、議員の立場からすれば、いわゆる職員、現場の、これは恐らく課長、部長の会議だと思うんですけれども、これは当時全くその管理者にも市長にも相談しないまま東大和市の土地を使うことを3市と組合の中である程度合意をして、事務方の中で積み上げて進めよう、もしくはこれ、管理者が知らないところで、もしくは管理者に報告がないまま進めようとしているような意図がこの議事録を読むと私は感じたんですけれども、組合のほうはどういうふうにこの議事録を理解されているのか、再度伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 平成15年、16年、17年当時のことでございますので、書面等の内容ということになりますけれども、この調整本部会議というのは、助役、副市長のレベルの会議でございます。この報告書をつくったのは、その下の課長等のレベルでございます。ですから、毎年毎年課長のレベルの調整部会を何回か行いまして、それで調整部会の報告書ということで、年度末にこの助役、あるいは副市長レベルのこの本部会議で報告をし、協議し了解をさせていただいているという状況でございまして、その都度本部会議をやるということで、その本部会議には、管理者なり各市の市長は入ってございませんが、当然そのところはそれぞれの組織で報告をされ、了承をし、了解をさせていただいているというふうに認識してございます。

最後に先ほど申し上げました17年8月に最終的に理事者会ということがございまして、その際に15年からの積み上げてきた結果につきまして理事者会

の中で了解をされたという状況でございますので、決して事務方だけで積み上げてきて理事者なり各市の市長が知らない中でということはないというふうに認識してございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 最終的に今回の資料の中でも17年の会議の中で東大和市の市長が賛意を示しているわけですから、その判断、今から思えばですね、その当時市長が安易に判断をしたということに対しての問題は当然あるかと思いますが、一方で、次の17年3月の調整本部の本部会議記録のやりとりを見ますと、東大和市の、上から2段目のところですけども、東大和市の側の発言として、「この報告書は管理者また理事者に手続をしていくこととなる。組合の派遣議員が持ち帰ると東大和市の土地がオープンになり、この時点で報告書をオープンにせざるを得ない」というような発言があり、そのページの一番下のほう、東大和市、この「市長に話をした。場所は小平・村山・大和衛生組合としては暫定と考えていると言っている」というふうな発言がありますが、これはあくまでも仮の考え方として東大和市の用地を借用していきたいということを組合の中で話が出ているというふうに説明をしたというふうに、そのように私は読んだんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長【森田憲二】 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 再開

○議長【森田憲二】 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

木村計画課長。

○計画課長【木村西】 平成17年3月のごみ減量等総合調整本部会議の会議の内容でございます。こちらにあります記録のとおりに議論がなされたと。当時のことでございますが、こういった議論をした中で積み重ねがありまして、

17年の8月のときには、その案をもって理事者の中で用地案として東大和市の用地を借用してリサイクルプラザをつくるという、こういった案で合意されたということで、ここでやっていくというふうに組合としてはここです承されたものというふうに認識をしているところでございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 26年度予算に関連してお尋ねしているわけですが、当然予算執行の中で3市共同資源化事業を進めていきたいということで予算計上されているわけですが、今私が問題にしているのは、今協議会を立ち上げて進めよう、組合として進めたいという意思表示はなされ、予算も執行されているわけですが、依然としてなぜこの場所でやるのか、またそういう施設がなぜ必要なのかということについてはほとんど合理的な説明がない、理解がなされてない中で、私はなぜ東大和市の用地を使うことになったかがわかる資料をとということでお尋ねしたところ、こういう議事録を出されてきたということは、少なくともこの議事録に基づいて、私は全く議論の積み上げがこれではないというふうに私は思ってますけれども、もしこれで東大和市の用地に決定したことが合理的な説明ができるということであれば、そのような資料を作成をし、そのような説明を組合として行うべきであると。私はこの内容には全く理解できませんし賛同はできませんが、もしそういう、これがその、この議事録が東大和市の用地が決まった理由だということであれば、そういうことを組合や4団体は今後の事業の進捗の中で説明すべきだと思いますが、この点についてのご認識を伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 ただいま資料要求がありまして、お手元にお配りしてございます、平成15年、16年、17年から内容についてのいろいろな段階で協議を重ね、最終的には、17年の夏に理事者の中で合意形成をされてきた

ということでございますので、先ほど必要性とか立地の話もございましたけれども、必要性とか立地というふうにはっきりは出ておりませんが、16年の2月とか17年3月に出されている部会の報告書には、共同処理について各市の現状とか課題、それから共同処理の必要性、それから想定地に借用するというようなことを含めて、2カ年の中で記述がされてございます。ここに至るまでには、先ほど申し上げましたように、課長レベルの調整部会で何回も会議を重ね、その上で副市長と助役の本部会議の中です承されて、最後には理事会の中で協議をされ、了承されてきている内容でございますので、これをもって協議が十分にされてきたというふうに私どものほうは認識してございます。

先ほど、情報というか、これがオープンになるとかならないというお話もございましたけれども、最終的には、理事者の中で合意をされて外部にお話をしていくという段階で、その後は、19年のあたりから議員にもご説明をしたり、また市民の方の報告会を行ったり、あるいは市民懇談会を行ったり、住民説明会を行ったりと、さまざまな取り組みをされてきているというふうに私どものほうでは認識してございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 私が申し上げているのは、この、今回資料要求したのは、なぜ東大和市の今の用地が想定地になったのか、そこの経緯がわかる資料をお願いしたいということでお願いしたところ、出てきたのがこのお手元に先日配られた資料であり議事録だということであれば、これに基づいて積み上げが、私はこれで全く積み上げがあったとは思いませんけれども、もしこれでも積み上げがあったということをおっしゃるのであれば、この議事録、この資料に基づいての積み上げがあったということを住民に私はこれに基づいて説明をすべきだということを申し上げております。

それで、あと二つ資料要求をした中で、一つは、公設でやることと民間委託

を行う場合のコスト比較と、それから、サーマルリサイクルを行った場合の環境への影響等についての資料をお願いいたしましたが、これは該当がないということですから、この二つについては、コストの面も、またサーマルの環境影響ということも、少なくとも組合の中では全く検討がなされていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 公設による施設整備と民間委託によるコストの比較検討でございますが、公設で建てる理由といたしましては、行政が責任を持って建てるというような考え方で公設というようなことで進めております。このような理由から比較検討はしていないという状況でございます。

また、サーマルリサイクルの件でございますが、廃棄物処理の方法につきましては、焼却する方法、あるいはリサイクルをする方法等ございますけれども、3市で拡大生産者責任を採用しました容器包装リサイクル法にのっとりリサイクルをするという、こういう選択をしたところでございますので、サーマルリサイクルについての影響についても検討していないという状況でございます。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 先ほどの積み上げがなかなかこの資料ではというお話でございましたけれども、私どものほうでは、施設の必要性、あるいは立地につきましては、いろいろな場面でご説明を申し上げてございまして、組合議員の皆様方の全員協議会ですとか、あるいは、先般の施設整備の連絡協議会の設置の準備会の中でもご説明を申し上げてございます。

繰り返しになりますけれども、必要性につきましては、これは今3市それぞれで処理を、リサイクルはしております。それぞれの施設の老朽化ですとか、あるいは委託に伴ういろいろな課題がございますので、こういったことをスケールメリットも含めて3市で共同でやるほうが好ましいということがこのごみ

ゼロプランの見直し調整部会の報告書の中でもきちっと書かれてございます。

また、共同で処理を進めたほうがいいということも含めまして、施設の立地につきましても、さきほどご説明を申し上げましたけれども、組合の敷地の中でやるにはなかなか狭隘であるということや、集中処理ということも含めて、東大和市の用地をお借りするというようなことも、用地確保の困難性もありますので、現実的なことを考えて、現在、東大和市のリサイクル処理をやっているところを借用するというようなことも記載してございますので、そういったことが積み重なって現在、施設の必要性とか施設の立地、これらについては、組合ということではなくて、4団体でこういうことで話を進めてきたということでお話をさせていただいてございます。

○7番【中間建二】 もう終わろうと思ったんですが、今ご答弁いただいたのもう一度申し上げますけれども、この議事録でも明らかなように、当時東大和市では、単独でリサイクル文化センター構想という、東大和市単独である場所でリサイクルセンターをつくるというところまで、実施計画まで載せたということがはっきりしているわけですよ、この議事録でもね。それは、私、当時議員でしたから記憶もありますので、東大和市では、単独である場所でリサイクルを行っていくと、リサイクルセンターをつくるというところまで、実施計画まで載せたところまで行ったにもかかわらず、組合と4団体の議論の中で、結果的には当時の市長が合意しているわけですから、それ以上申し上げられませんが、ただ、何らかのやりとりが、東大和市では実施計画まで載せた、組合としては4団体で共同でやっていくべきじゃないかって、当然それはそういう考えがあって当然だと思いますので、ただ、そこのやりとりがこれでは全く見えない。この議事録では読み取れないところで積み上げがあったと幾ら言われても積み上げがあったように私は思えませんので、それを住民は、全くなぜ桜が丘なのかということが見えないわけですから、それをきちっと説明するとい

う意味では、どういう積み上げがあったのかということは明らかにしなければ、今後ですよ、今全くせつかく協議会を立ち上げていただいても議論が進まないわけですから、私は全く進まないんじゃないかなというふうに理解をしております。

○議長【森田憲二】 虻川議員。

○1番【虻川浩】 それでは、一般会計予算の審査でございますので、予算書に沿って何点か質問をさせていただきます。

まず、歳入のほうで、4ページ、財産運用収入についてお尋ねしますけれども、具体的にどのような運用をされておられますでしょうかということが一つ。

それから、アルミ売り払い等に関しましてですが、前年に比べまして減額ということで予算が組まれているかというふうに思いますが、先ほどの平成25年度の補正予算のほうでは増額、さらにその前年度においても増額になっているのに、なぜこのタイミングで平成26年度は減額になっているのか、この辺を確認させていただきたいというふうに思います。

それと、予算書10ページの積立金に関しましてなんですが、これは職員退職手当基金というのと、財政調整基金、それから施設整備基金と三つ並べられておりまして、先ほどの説明ですとそれぞれの根拠があつてこのようになっているということでありましたが、施設整備基金につきましては、1億5,300万円プラス運用益というご説明だったかと思いますが、この1億5,300万円というのは、どういった基準でこの数字が出てきているのか、それをお尋ねいたします。

それからもう一つが、14ページの15節の工事請負費につきまして、これも三つほどその項目が載っております。焼却施設、それから粗大ごみ処理施設、それからその他共通工事ということで載っておりますけれども、このそれぞれの内訳、4億1,000万円の総額ですが、これ、三つの内訳というものがわか

りましたらお示しいただければと思います。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 アルミの売払い収入の予算が減っておりますが、これは平成26年度の見込み量が25年度より減っていると、そういう状況がございます。

それから、施設整備基金の1億5,300万円の基準でございますが、これは平成14年度から積み立てをしておりますが、施設の整備費として一般財源で約29億円が必要になるというその当時の試算が出ております。その29億円の一般財源を平成15年度から平成33年度までの期間、19年間で割りますと1億5,300万円という数字になります。

次に、財産収入の運用でございますが、これは退職手当基金と財政調整基金については1年の定期預金で運用しております。それから、施設整備基金についてはほとんどが債券で運用しており、具体的には政府保証債、国債でございます。

○議長【森田憲二】 小暮業務課長。

○業務課長【小暮与志夫】 工事請負費の内訳でございます。まず、焼却施設ですが、こちらにつきましては、2億8,661万2,000円。続きまして、粗大ごみ処理施設でございますが、3,989万4,000円。続きまして、その他共通工事ですが、8,411万円でございます。

○議長【森田憲二】 虻川議員。

○1番【虻川浩】 ありがとうございます。まず、財産運用についてですが、定期預金と債券運用ということでありましたが、特に施設整備基金は債券運用ということのようですが、この債券運用の現状はどういう推移ですかというあたりを確認させていただきたいのが1点。

それから、工事請負費のほうですが、その他共通工事というのは、ご説明で

すと緊急性を要する故障等への対応というご説明だったかというふうに思います。こういった緊急を要するものに対する予算というのがついているのはわかったんですが、例えばそういった実際の緊急の故障、あるいは事故というものを想定した業務継続計画というものはあるのか、できているのか、あるいは具体的な運用マニュアルのようなものがあるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 施設整備基金の債券運用についての現状でございますが、現在債券を6本持っておりまして、全部で17億9,000万円ほどでございます。施設整備基金全体では約9割ほどが債券で運用しております。推移でございますが、平成21年当時買ったものにつきましては、1.3%など高い金利でございましたが、最近では0.6%程度に下がっているのが現状でございます。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 緊急対応工事の関連で、業務継続計画というようなお話でございますけれども、組合には業務継続計画というのは現在はありません。ただ、粗大ごみ処理施設で、爆発、火災が時折あったりとか、また震災の後、大地震の発生も言われてございまして、事故対応マニュアルというものをつくってございます。具体的には、こういった工場ですから、起因することは人為的なものもありますし、天変地異というか、災害もございます。既に消防計画等で地震の発生等に対する対応のマニュアルはございますけれども、それ以外に、例えば、先ほどお話に出ましたけれども、事故ですとか、自然災害ではなくて、みずから何か起きたような場合のことも含めまして、連絡体制だとか、その後の消防署、ガス会社への対応ですとか、そういったものにつきましては、環境省の指針に基づいたマニュアルをつくって、それをここは委託がほとんどでございますので、委託業者にも入っていただいでつくり、対応につい

でも伝え、事故のときには対応ができるような状況にさせていただきます。

つくった後、なかなかつくただけだということがよく言われますが、年に1回ですが、防災訓練とか消防訓練をやる中でそういった具体的な訓練も行っているというような状況でございます。

○議長【森田憲二】 虻川議員。

○1番【虻川浩】 お話、よくわかりましたが、18名しかいらっしゃらないわけですし、それに各マニュアルというものは当然につくってあるべきものであるとは思いますが、その優先順位をつける、想定をしてだれが何をどのように震災時等には動くのかという優先順位をつけるということは、最も重要なことであるというふうに思いますので、このBCPのほうもしっかり策定をさせていただきたいなというふうに、これは要望をしておきます。

○議長【森田憲二】 中野議員。

○6番【中野志乃夫】 予算に賛成するか、反対するか、ちょっとね、大事なポイントなので、ちょっと1点やはり確認させていただきたいんですけども、予算書の17ページの3市共同資源化事業に関してですけども、中間議員が言っていたように、この東大和市の桜が丘がもう想定地として決まってという前提でこの事業基本構想も進めているのか。つまり、最初の言い方だと、ちょっとね、基本的な、焼却炉の建てかえも含めて基本的なところをもう一度、予定されている焼却炉の建てかえも含めた上で全体的な構想を立てた上での話の内容のようなこともね、そういう話もあったかのような気もするんですけども、あくまでもこれはもう単純にリサイクルセンターのみの予算措置というふうな認識でよろしいって言ったら変ですけども、そういう話になっているのか。

先ほど、中間議員のほうでの資料要求の中でも、サーマルリサイクルにした場合とか、そういった場合のことのほうの想定も、事務局内ではしてないけれ

ども、このところではそういったこと、業務委託でいろいろこの組合としてこの焼却炉全体の建てかえをどういう焼却炉にすべきか、またそのためには本当にリサイクルセンターが必要なのかどうかも含めてのね、検討として依頼して委託、業務委託しているのかというのが、ちょっとその辺が、ちょっと多少曖昧模糊としていた点もあるので、再度その点、あくまでも桜が丘の地域にリサイクルセンターをつくるためのだけの業務委託としてやっているのかだけを確認させてください。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 3市共同資源化事業についてでございますけれども、ご承知のとおり3市共同資源化事業につきましましてはソフトとハード面がございまして、ソフト面は資源化基準の統一ですとか、3Rの推進、こういったものを今各市それぞれでリサイクルをやっておりますことを統一的にやっていこうと、市民の方々も含めてやっていこうというソフト面と、一方でハード面につきましましては、今お話の出ました3市共同資源物処理施設、これをそれぞれの市で現在、単独でやったり委託をしているものを1カ所で共同でやろうというお話と、それから老朽化しております粗大ごみ処理施設、これは組合が今管理運営しておりますけれども、こちらの建てかえ、これが内容になってございます。

それと、焼却施設につきましても、これはごみの処理につきましましては、入り口から出口までが一貫してございますので、別個に検討するわけにはまいりませんので、焼却施設もあわせて視野に入れて検討していくということで基本構想のほうを今やってございます。

ですから、3市共同資源化事業ということで申し上げれば、資源物処理施設だけのことではないということになります。ですから、基本構想の中身につきましても3市のごみ処理の現状から課題、それから処理量、予測量ですとか、減量をする目標量ですとか、リサイクルの目標量、いろいろなことが入ってま

います。そういったことと、施設をどういうふうにしていくかということもあわせて内容となつてございます。

そういった意味では、全体をとらえて、焼却施設ですとか粗大ごみ処理施設は組合で今管理運営をしておりますけれども、資源物の処理につきましては3市でやっておりますが、全体としてとらえると、組合だけの事業ということではないわけですので、ゆくゆくは資源物処理のところも運営が統合されれば組合で管理運営していくことにはなるだろうとは思いますが。そういった3市でそれぞれやっている事業と、組合でやっている中間処理、これをあわせて基本構想の中で将来像をつくり実現していきたいというような内容でございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 今、中野議員からお話が合った16ページ、17ページの3市共同資源化事業基本構想等策定業務委託ですけれども、まず、前提として補正予算で前に計上された3市共同資源化事業基本構想案策定業務委託、これに、この案に基づいて基本構想をつくっていくと。それから、この「等」の中には、3市共同資源化施設そのものについての構想、計画も含まれているのではないかと思います。その点についての確認と、それから、基本構想の策定の前提となるのは基本構想案を踏まえてやるわけですが、基本構想案の業務委託をする際に、資源物処理施設の用地については桜が丘の用地を指定して、それを前提とした業務委託を行っていると思いますが、その点についても伺います。

それと、先ほど中間議員への答弁の中で、平成17年の8月の理事者会で場所、用地については決定していたということなんですけれども、これは私にとっては大変大きな驚きで、それは市民説明会のときにも同じ説明がされて、そのときにも驚いたんですけれども、なぜ驚いたかといいますと、それを踏まえ

で行われた小平・村山・大和衛生組合 3 市共同資源化等に関する調査報告書、平成 19 年 3 月の説明会、衛生組合が行った説明会の中で、桜が丘の用地についてはあくまで想定地だと。想定地というのはどういうことかということ、ここで 3 市資源化共同処理施設を建設するようになるよということであって、ここでやるということではないんだという説明が行われているんです。

それで、今のこの資料も、それから市民説明会での資料も同じですけども、共同処理に向けて検討していく、平成 18 年度から共同処理の実現に向けた具体的な検討を進める、そして、共同処理の用地としては東大和市暫定リサイクル施設用地を借用するということが確認されているんですね。これは、共同処理に向けては基本的にやっていくと、具体的な検討、具体化を進めて、具体化をするための検討を進めていくんだと、用地は東大和市暫定リサイクル施設用地なんだという確認なんです。それにもかかわらず、説明会の中では、それは決まっていないかのような説明を行う。あくまで住民への説明を避ける、議会への説明も同じように行われたと私は聞いてますので、東大和市においてはですよ、ほかの議会は知りませんが。議会にも曖昧にしていく、こういう……、この調査報告書の説明会については衛生組合そのものに責任があるわけですから、こういうことをやった結果が市民の理解を得られない、逆に不信を招いてきたということに私はなと思います。その点での衛生組合としての責任、大変大きいものがあると。少なくとも一端を衛生組合として担っているのではないかというふうに思いますが、その点についての認識を伺います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 まず 1 点目の、基本構想の中に施設の基本計画の部分が入っているかということでございます。基本構想の中には、3 市共同資源物処理施設の基本計画の部分を含めて委託をしているところでございます。

また、業務委託する際に桜が丘の土地についてを前提として委託をしている

かということでございますが、桜が丘の土地を前提として今委託をしているところでございます。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 後段の説明会の中で、想定地のくだりが、やるということを決めた後、少しあやふやな言い方をされているのではないかなというようなお話でございましたけれども、17年の夏に3市共同でやるということで、理事者の間でこの地でやるということは決めていただきましたけれども、具体的にその場所で青写真というものができているわけではございませんので、その場所でどういう処理を、回数ですとか、建物ですとか、その中でできるかどうかということまでは、合意されている中ではきっちりとは詰めてない部分もございましたので、そういった部分を含めてその後の詳細な検討はさせていくということになってございました。そういう中で具体的にその地で現実論としてできるかどうかということは検討していった経過があるかと思いますので、その地でやるということの大筋の合意形成はされていたというふうに認識してございますけれども、具体的なその青写真等は、その後、また事務レベルで詰めていって現在に至っているというふうに認識してございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 19年3月の調査報告書で一定の青写真が出されて、それに基づいてその12月に理事者合意がされているということですから、この19年3月の調査報告書の説明会の時点では、一定の青写真もあったと。しかもそういうことを、内容的なことを度外視したとしても、ここでやるとする、桜が丘の暫定用地でやるとするとういう絵になるということをもとめただけで、ここでやるって決まったわけじゃありませんという説明はね、全く別のことなんですよ、これは。そういう説明を市民に対してやってきた。用地についてはここでやるというふうに合意されているんですというふうに言ってこなか

った。この説明会の会場に私も参加していましたが、そういう説明はしなかった。あくまでここでやるとこういうふうになるという絵を描いただけなんですよ、こういう説明です。こういうやり方が市民との不信を招く。なるべくわからないように説明する。わからないように説明するというより、誤った説明を行ってますよね、実際の合意とは。こういう経過がいまだに市民から理解されない、こういう結果を招いているんじゃないかということ言ってるんです。その点についての認識を伺っています。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 青写真というお話でございますけれども、調査報告書をつくった段階で、ケーススタディというようなことで3案入っていたかと思っておりますけれども、それぞれどういう処理内容であればどういう絵になるということを含めて、受け取り方が議員のおっしゃるような受けとめ方をされたのであれば申しわけないと思っておりますけれども、決して隠しているとかそういうことの説明ではなくて、こういう処理の内容でしたらこういう案になるし、こういう処理のやり方でしたらこういう案になるということで、委託の中でいろいろな、処理内容を、あそこの想定地の中でやるということで調査検討をしてお示ししたということです、特に決まっていないとか隠しているということのご説明ではないというふうに私どもは認識してございます。

○議長【森田憲二】 平野議員。

○3番【平野ひろみ】 今出ています3市共同資源化事業の基本構想の業務委託ということが予算書の中に出されています。これの今後なんですけれども、今現在協議会、連絡協議会を立ち上げたところで、そういった協議会等での出てきた市民からの意見とか、それ以外にも市民団体からの要望ですとか意見などが出てきている、いますし、今後も出てくるんだと思うんですけれども、そういった意見をこの基本構想の、これからつくられていく基本構想の中にどう

いう段階でその市民の意見を盛り込んでいくことが考えられるのか、組合のほうでの今後の大まかなスケジュールのようなものがあればお示ししたいと思います。1点だけ。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 基本構想の業務委託でございます。ことし3月末までに案を今つくっているところでございます。この案ができましたら、協議会の方も含めまして議員の皆様、そして市民の皆様に説明会ですとか、あるいはパブリックコメントなどで意見を広くお伺いするという予定になっております。それらを踏まえて、予定としましては9月ごろになるかなと思いますが、秋口に基本構想成案ということで進めていくというようなスケジュールとなっております。

○議長【森田憲二】 平野議員。

○3番【平野ひろみ】 今ご説明あったスケジュールについては、こちらのこの間の説明会のときの、協議会のときにも書かれていますので、それはわかるんですけれども、その間の市民意見をどう反映していくのかというところをお示しいただく内容が今現時点であるのであればお聞きしたかったんですけれども、再度お伺いできればと思います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 主なスケジュールは今の説明での予定でございますけれども、具体的には、地域の方につきましては、周辺地域の協議会の中でお示しもし、意見もいただくということで、3市市民の方につきましては、案のできた後になろうかと思っておりますけれども、3市それぞれのところで意見交換会のようなものをして、その中で案をお示しし、意見を伺う。また、さっき申し上げましたように、それぞれの主だった施設に置くというようなことで、パブリックコメント、いわゆる意見提出手続のようなものもさせていただくと。い

ろいろな意見がたくさん出てくるとは思いますけれども、基本的に反映できるものもあればできないものも当然あるかとは思いますが、そういったことをまた4団体でよく協議をいたしまして、基本構想案の中に反映をさせていくというような予定であります。

○議長【森田憲二】 磯山議員。

○2番【磯山亮】 足湯に関係する予算が出てるとは思うんですが、内容に関して、足湯は小平市の中でも、魅力がある施設でもあるので、一部事務組合として例えばどういう形で外にアピールしていくようなイベントや取り組みを考えておられるのか。今年度新しくやるようなことがあったらお聞かせいただきたいなと思います。

二つ目なんですけれども、先ほど細谷議員のほうからもあったんですが、コスト8,000万円分担金がふえていて、主な内容としては、施設維持補修費がふえているという話でありました。これは、老朽化しているからふえる部分があるのかなと思うんですが、今後も建てかえが終わるまでは、施設維持補修費については計画があるということなんですけれども、ふえていくのか、減っていくのか、ちょっと今後の推移についてお聞かせいただきたいと思います。

3点目なんですけれども、分担金について、そもそも1割と9割の均等割と、あとは搬入量による割合があると思うんですが、これについての見直しだったりという検討は定期的に行われているものなのでしょうか。

以上、教えていただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 1点目の足湯についてでございます。足湯につきましては、日々の管理をあさやけ風の作業所に委託をしているところでございますが、管理人会議を開催いたしまして、情報の共有ですとか問題点の把握に努め

ているところでございます。また、足湯施設運営連絡会や、あるいはボランティアとして協力をしていただいております足湯美化アダプトの方々の意見なども反映しまして、親しまれる施設、あるいは利用しやすい施設運営に努めているところでございます。足湯美化アダプトの方々には、樹木の剪定ですとか花壇の整備、また夏場の日除けとしましてゴーヤ、ヒョウタンとかヘチマの棚を作製していただきまして好評を得ているところでございます。そして、昨年の夏からでございますが、小平市の灯りまつりの一部としまして足湯においても実施しているところでございますが、これらの情報なども含めましてホームページですとか足湯のところにチラシを張ったりとか、そういったPRにも努めているところでございます。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 分担金の割合は均等割が10%、投入割が90%ということで算出しておりますけれども、これは平成14年度からこういった形式になりまして、それまではすべて搬入割合で分担金を按分していたわけでございますが、3市の協議によりまして、あまりごみの搬入量に影響を受けない総務関係とか議会関係の費用とか、そういったごみの量に影響を受けない部分について10%を固定経費といたしまして、残りは、ごみの運転維持管理については、ごみの量の影響を受けるだろうということで90%といたしまして運用しているわけです。他の組合ですが、均等割を導入している組合も10%、あるいは15%、20%、それぞれ違いますが、そういった固定経費を導入している組合も幾つかございます。

定期的に見直しをしているかということでございますが、現在のところは見直しについては定期的には行っておりません。

○議長【森田憲二】 小暮業務課長。

○業務課長【小暮与志夫】 維持補修費、26年度は8,000万円高くなった

ということと、今後の維持補修に関してのご質問だったかと思います。先ほど、保全スケジュールをつくりながら維持補修をしているということでお話をさせていただきましたが、この保全スケジュールをつくるに当たりましては、設備ごとの優先順位をある程度決めまして、今年度やるべきもの、やる必要があるのですが来年度でもいいのではないかと、この優先順位をつけて維持補修費があまり大きな変動をしないような形で進めさせていただいております。来年度につきましては、大きなバグフィルターのろ布の交換等、こういう大きな工事がありますとその分その時にふえるということが考えられます。

○議長【森田憲二】 木村議員。

○9番【木村祐子】 3市共同資源化事業につきましては、昨年説明会があり、そのときに非常に住民側と組合側の情報量の差というか、それを非常に感じていました。それで協議会ができて、ここも2回ほどそれがいろいろ説明をなされ、そして基本構想の原案をつくるということで予算化もしましたので、一歩進んだかなと私は感じています。それで、先日の協議会的时候も、職員の方がその案ができてきたら、皆さん、意見をそれに寄せてくれという、何か切なる思いを訴えていたような気がしまして、このまま進めばいいなと私は思っています。

それで、基本的に今予算のほうの面で考えると、非常にその想定内の修繕費という、修繕費ですとか工事費というのは予算化されていますけれども、それ以外は財政調整基金でと言っていらっしゃいますけれども、突発的に出た場合に、性質別のこの内訳の推移を見ていくと、本当に修繕費ですとか工事請負費というのは年々ふえているんですね。ですから3億円で足りるのかなというちょっと不安もあって、財政調整基金がたまり過ぎたので少し減らしているという先ほどお話がありましたけれども、この3市共同資源化事業のほうで頓挫すればするほどこれはどんどん長びくわけで、どんどんかかってくる。それで、

多分一度いろいろ手も入れていらっしゃるので何とも言えないんですが、今後かかってくるのは、さらに私は金額がふえると、重大なその工事が出てくるのではないかという懸念をしているんですが、予算については賛成の立場として、財政調整基金で修理をしていく突発的なものについては３億円で、来年大丈夫だということか、それとも今後についても大丈夫だと思っていらいっしゃるかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 老朽化はしてございますけれども、運営管理のほうはきちっと先を見越してやるべきことは先ほどの定期的に優先順位をつけてやってございますので、そういった部分で心配はございませんけれども、何分昭和５０年、６０年の施設ですので、これがどこまでということに関しましては難しいですが、今回もバグフィルターで、これは定期的に五、六年に１回は取りかえるので億単位のお金がかかりますけれども、そういったことは管理する中できちんとやってございます。ですから、この突発的というのはどの程度かということにもよりますけれども、操業がとまるようなことがあれば、それは広域支援で近隣の組合とか処理場にお金を払って処理していただかないとここの処理ができなくなってしまうので、ですからそういうことのないように事前によく点検をし、わかる範囲で保全スケジュールを組んでおります。３億円が適当かどうかということはいろいろ議論がございまして、現状ではそれぐらいで何とかなるだろうと。どうしても足りなければ、また補正なり構成市のほうにお願いするという事態が出る可能性がゼロということではないんですけれども、なるべくそういうことがないように、あるいは財政調整基金である程度の内部留保をさせていただいた中で対応できるというようなことで現在ではやってございますので、そういった意味では、現状では皆様方にすぐにご心配をかけるようなことはないというふうに認識してございます。

○議長【森田憲二】 木村議員。

○９番【木村祐子】 そうですよ、いざ稼働できなくなれば当然他市に、他の組合にお願いするとかいう金額も発生してきて、その間操業をとめて修理しなければならないという重大なことにならないようお願いしたいところですが、３市共同事業のほうも３月には原案ができてきますので、それを皆さんで、協議会のほうで検討していただいて、できるにしろできないにしろ、東大和市の暫定地を使うにしろ使わないにしろ、とにかく進めなければいけないと私は思っていますので、基本的にこの予算に賛成する立場で発言をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長【森田憲二】 須藤議員。

○１０番【須藤博】 財政調整基金がこの、やや想定よりも、必要とする以上よりも多くなったということで分担金のほうを調整されたようですけれども、数年前と比べるとかなり分担金が減っているというのは、これは各市非常に財政厳しい折から結構なことではあるんですけれども、いざ炉を建てる時には、これ、各市の分担金が相当に必要になってきますのでね、炉を建てるための、そのゆとりがもしあるのであればね、炉を建てるためのほうの基金に流すべきなのかなというような個人的な感想も持ってるんですよ。安易に分担金を減らすのは、ちょっと将来各市が、そのときに非常に各市が今よりも厳しくなっていたときに怖いなという感想、おそれもあるような気がするんですが、ちょっとその辺だけ感想を伺います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 焼却炉の建てかえにつきましては、先ほどご説明申し上げました施設整備の積立基金のほうで毎年１億５，０００万円ほどの積み立てをさせていただいておりまして、当初の算定ですから、大分年限がたっており、またどういう施設にするかということをもた改めて検討した中では、想定

どおりの金額になるかどうかはわかりませんが、財政調整基金のほうは、あくまでも年度内の中の調整財源でございますので、積み立ての中で、炉の更新やあるいは粗大の施設の更新で必要なものが生じてきた場合には、施設整備基金の積立金のほうについての協議をさせていただき、3市の中で合意形成が図れば変更させていただくということは出てくるかもしれません。そういったことで、現状では、財政調整基金のほうは切り離して考えているというような状況でございます。

○議長【森田憲二】 須藤議員。

○10番【須藤博】 財政調整基金についてはわかりましたが、施設整備基金に1億円ずつ積み立てても10年で10億円ですから、大した額ではないような気がいたしますので、その辺は十分留意してやってほしいと希望だけ出しておきます。

○議長【森田憲二】 質疑を終了することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。中野議員。

○6番【中野志乃夫】 先ほど来の質疑のやりとりで、ちょっと私も正直賛成するか反対するかちょっと迷ってましたけれども、先ほど来のお話ですと、もう桜が丘の想定地にリサイクルセンターをつくるやはり前提として話が進んでいるというふうに認識せざるを得ません。また、中間議員が資料要求した中で、いろいろな貴重な今まで私も知らなかったような内容が出てきた資料、これに関しても、はっきり言って、これが本当に市民にちゃんと明らかにして、一からもう一度やはり考えるべき内容かと思っておりますけれども、そうしたちょっと姿勢は私は感じられませんでした。

ちょっと先だって日の出の最終処分地の管理責任者もやられた元市長とちょ

っとお話しして、東大和市で今こういうリサイクルセンターの話があると言ったら大変驚いてました。絶句してというかね、今どきそんなつくる自治体があるのかよと。都内でも、東京都でも、多摩でももうサーマルリサイクルの中での処理方法がどんどん進んでいる中で、何でそこにそんな予算を使うんだと。そんなに悠長なことを言ってもらえない状況があるんだよということを、そういう話をしたら逆に私は説得というか、逆に言われました。つまり、今この3市の中で考えるべきは、やはりもう一度これまでの経過を踏まえた上でも、やはりこの今のやり方、処分方法でいいのか、焼却炉の建てかえも控えて基本構想も本当に見直すなら、やはり焼却の方法も含めて、リサイクルの方法も含めて考え直すべきだと思いますし、その点で考えると、今回のこの3市共同の予算化自体が逆行した形になってしまう。つまり、余計無駄な予算をかけて、言ってみれば多摩からほかの東京都内でもちょっと珍しい焼却方法を選択した形で進んでしまうことを大変危惧しております。その意味で、残念ながら今回の予算には賛成できないということで反対討論とさせていただきます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 私は、今回の予算に賛成の立場で討論をいたします。

26年度の衛生組合予算でありますけれども、当然のことながら東大和市も含めた3市の安定的なごみ処理事業を行っていただかなければいけませんので、私は、この予算については、予算執行については賛成をいたします。

ただ、繰り返しになって恐縮ですが、この3市共同資源化事業の進め方については、何度も申し上げておりますように、今のようなやり方で幾ら住民説明を行っても全く進められるような前提にはなっておりません。今回資料要求をいたしました、そもそもなぜ桜が丘が想定地になったのかということについての積み上げた議論がいまだに明らかになっておりませんし、また、ほかとの比較検討もなされないまま想定地になったことが逆に明らかになったかと思ひ

ます。このような状況では、桜が丘の想定地を活用したリサイクルセンター構想というのは全く進められようがないかと思っております。

一方で、当然この小平市にございます焼却炉、また粗大ごみの処理施設の更新そのものについては、当然私どもも進めなければいけない喫緊の課題であるということは十分に理解をしておりますので、その喫緊、差し迫った課題と、果たしてそのリサイクルが本当に公設でなければならないのかということについて、何度も申し上げておりますように、コスト面も含めた比較がなされなければ、いつまでたってもこれは住民にも理解がなされないかと思えます。特に焼却炉や粗大ごみには大きな予算がかかるわけですから、何ゆえにそのリサイクルにあえて20億円をかけて箱ものをつくってやらなければならないのか。これは組合だけでなく当然3市の負担でこういう事業を行うということになりますと、3市の財政負担、大変厳しい財政状況の中で本当にここに税を投じなければいけないのかということについて、そこの合理的な説明もなされておられませんので、その点についてもきちっと比較検討がなされるべきであろうかと思えます。

今後3市共同資源化事業の基本構想案ができ上がった段階の中で、当然案ができたからといって簡単に進められるような状況ではありませんが、協議会が立ち上がった以上、協議会の中で住民の皆様の貴重なご意見を承りながら見直すところはしっかりと見直しをし、東大和市議会は、平成22年の議会決議で3市共同資源化事業については反対をしておりますが、一方で、リサイクルについては低コストで行ってもらいたいということを議会の意思で明らかにしておりますが、この間、全くこの低コストで行うということの検討が全くなされてないということが今回の議会でも明らかになりましたので、この東大和市の議会の意思にも沿った形の中で低コストで行う方法を検討すべきだと思います。

最後に1点申し上げますが、平成25年の1月8日の理事者合意、基本事項確認書の中では、住民の理解が得られたと判断された場合にこの施設建設に着手をするということで合意がなされ、住民説明会がなされました。一方、25年の7月には、理解が得られていないということが判断をされたにもかかわらず事業を進めるような合意がなされ、進められようとしております。やはり理事者合意に基づいてこれまでの積み上げがもしあったとするならば、この25年1月8日の理事者合意、3市の市長、組合管理者がきちっと合意をした内容に基づいて、住民の理解が得られた後に進めていくというスタンスにやはり立ち戻らなければこの3市共同資源化事業は進まないと、このように理解をしておりますので、この点について指摘をさせていただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 それでは、私は反対討論を行います。

私は、やはり行政の論理で住民の合意が得られないまま強行していくということについて、やはり議会としてチェックをかける必要があるというふうに考えています。

論点は幾つもありますけれども、先ほどの質疑との関係だけに絞りますが、平成17年で理事者合意がされたところにさかのぼりますと、理事者合意がされたにもかかわらず、これを積極的に住民に説明していくということを怠ってきたという問題。それから、この桜が丘での用地決定について、東大和市が一度建設不可能という理事者合意、決定を行いました。その際、だから理事者会を開催してほしいということで要請してきたわけですが、理事者合意が、覆されたわけですから、理事者会を開けというのは当然のことだと思いますが、これが結局理事者会が開かれずに1年が空転してしまったということもありました。こういう行政の側で市民への説明を尽くさない、それから、問題が起きたときに1年間空転させてしまったというこれらの問題についての反省がき

ちり行われないうまま、時間がないからといって市民の反対意見があるにもかかわらず推進していくという姿勢が示されているわけで、これに賛成することはできないというふうに考えます。

○議長【森田憲二】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 討論を終了いたします。

直ちに採決いたします。日程第7、議案第4号 平成26年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号 平成26年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事進行上、暫時休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後0時25分 再開

○議長【森田憲二】 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 陳情第3号 理解を得るのは難しい過去の事実について、地域住民に説明することなく想定地での建設を進めることについての陳情

○議長【森田憲二】 追加日程第1、陳情第3号 理解を得るのは難しい過去の事実について、地域住民に説明することなく想定地での建設を進めることについての陳情を議題といたします。

この陳情は、12月11日に当組合議会に提出され、受理したものでございます。陳情内容についてはお手元の陳情第3号のとおりでございます。

陳情の要旨を朗読させます。藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 陳情第3号。

件名、理解を得るのは難しい過去の事実について、地域住民に説明することなく想定地での建設を進めることについての陳情。

提出者、東大和市桜が丘2-142-20-307、森口恵美子。

要旨、平成25年5月29日の3市共同資源化推進本部会議の要録における本部長と武蔵村山市副市長の発言「理解を得るのは難しい過去の事実」について、説明されずに想定地での3市共同資源物処理施設の建設を推進しないでください。

陳情理由等。

平成25年2月と3月に3市共同資源化事業に関する説明会が開催されました。その後の1回目となる3市共同資源化推進本部会議が平成25年5月29日に開催されましたが、その会議要録の3ページの本部長（組合助役）の発言で、「住民への説明等については、過去の対応等に対する理解を求めることは難しいため、例えば想定地のある東大和市が主体となって、周辺地域住民の理解を得るための努力を行う方法もあると思うが、意見を伺いたい」。

4ページの武蔵村山市副市長の発言で、「4団体で事業を行うことの結論は出ており、調査費等を予算化するのであれば、ここで決定し、その旨を市長に報告を行う形でもいいと思う。過去の事実は、説明をしても理解されない可能性が高く、それ以外の一般的な質問等は、今後も説明等を行う必要はある」。

また、5 ページでは、本部長（組合助役）が「過去の事実は、理解を得ていくことは難しい部分があると思う」という発言があります。

「理解を得るのは難しい過去の事実」という発言の意味ですが、その過去の事実が何であるかは本文中に記載されていません。また、今までの同推進本部会議要録において、その内容がわかる発言の記載はありません。

助役（各市副市長）までが含まれる3市共同資源化推進本部会議において、質問もないということは、「理解を得るのは難しい過去の事実」は、4 団体共通の認識ということです。

その上で、「一般的な質問等は今後も説明等を行う必要はあるが、説明をしても理解されない可能性が高い過去の事実は今後説明しない」という趣旨の発言であり、これまでも「理解を得るのは難しい過去の事実」が住民に説明されてきていないことは明らかです。税金が投入される事業において、地域住民に対しても、構成市全市民に対しても、「理解を得るのは難しい過去の事実」を説明しないままで、3市共同資源物処理施設の建設が進められるべきではありません。

以上です。

○議長【森田憲二】 朗読が終わりました。

質疑を行います。尾崎議員。

○5 番【尾崎利一】 陳情理由のところにさまざま会議録の抜粋が出されていますけれども、会議録に出ているわけですからこういう議論がされたというのは事実だと思いますが、いずれにしてもきょうの議会での審議を通じても衛生組合側としてこの過去の経過、ここで行われている言葉を使うと「理解を得るのは難しい過去の事実」、これについて説明しないということではなく、説明していくんだという立場に現在立っているというふうに考えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 過去の事実ということでございます。こちらに関しましては、平成15年から3市共同資源化事業を検討してきた中で、4団体で構成します会議ですとか、理事者間で合意形成されて決定されてきた内容というふうに認識をしてございまして、特に施設の必要性ですとか、施設の立地、あるいは経過などということで認識をしてございます。これらにつきましては、説明につきましてはしてきておりますし、今後もこのことに関するご質問等あれば説明はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長【森田憲二】 中野議員。

○6番【中野志乃夫】 今の説明ですと、この間もね、いろいろ説明してきたと、それで今後も進めていくという姿勢はそれはそれで大変ありがたいんですけども、今回出された資料の中で、当時の東大和市長が桜が丘の想定地で了解してるんですね、賛成してるという、この資料はなぜかちょっと出されてこなかった。私も初めて見たんですけれども。これはちょっと出されない、やっぱりこういう何か理解を得るのは難しい過去の事実とはこういうことを言っていたのか、どうなのか。また逆に、今後はこの資料はこうやって出していただいたから、ちゃんと市民にはこういった資料もちゃんと提示して論議を進めていただけるのかどうか、その点をお聞かせください。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 先ほど、事実の中身につきましては、必要性、立地などということでご説明をさせていただきました。これらにつきましては、節目節目でホームページ等、あるいは説明会等でご説明はしてきておりますので、それにつきましても今後も説明はしていきたいというふうには考えてございます。例えば、昨年の2月、3月の住民説明会では、この事業のあらましということでパンフレットを配布させていただいておりますが、その中にもこれまでの経

緯ですとかそういったものを記載して、それらを配布しまして説明をしている
というような状況もございます。

○議長【森田憲二】 中野議員。

○6番【中野志乃夫】 要は、具体的に言いますと、この理事者会メモね、協議案件メモというこの内容は私も今回初めて見たし、ここで、ああ、やはり前の市長がね、こういうことを言ってたんだなというのを私も確認できました。これはもう、一方では全然違うことを言ってるから、ご本人はね、だから大混乱のもとになったまさに一番の内容なんです。この内容がはっきり出てたらね、うそじゃないのと、言ってるじゃないのと、いろいろまた話は進展していたと思うんですよ。だけど、私が言いたいのは、このね、資料はちゃんと市民にもじゃあ公表するんですね、今後。今の発言だと、もうこの資料もさも出てきてたような表現に聞こえちゃったんですけども、そうじゃないですね。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 先ほどの会議録等につきましては、決定されるまでの経緯でございますが、これまで公表してきた中では、最終的に決定した部分というのはもちろん公表しておりまして、話の中では経緯なども、ちょっと当時のお話ですので、はっきりとしたことは言えませんが、決定をした経緯につきましては市民の方にもご説明はしてきているというふうに認識をしております。同様の内容でございますが、今後もしもご質問等あればそれは説明をしますし、先ほどの議事録そのもののホームページ等で掲載としては、そっくりそのものはしていないかもしれませんが、そういった要旨などにつきましては、節目節目にホームページ等で掲載しておりますので、そういう情報の提供は今後もしていきたいというふうには考えてございます。

○議長【森田憲二】 須藤議員。

○10番【須藤博】 この陳情文書ですと、この推進本部会議要録等のね、こ

の文章に基づいて書かれているわけですがけれども、ただいまのご説明を聞きますと、事務局としてる説明はしていますという説明があったわけですがけれども、端的に伺います。「理解を得るのは難しい過去の事実」というのは、どういうことを指すのか、改めて伺います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 理解を得ることは難しい過去の事実ということでございますが、過去の事実につきましては、先ほど申し上げた内容でございまして、これについては、これまでもご説明はしてきておりますが、住民の方からは納得できないというようなご意見もいただいているところでございまして、説明は、こちら側からはしてございますけれども、なかなか納得していただけないと、そういうところから理解が難しいというようなことになっているというふうには認識してございます。その、じゃあ事実というのは何かといいますと、必要性、立地、あるいは経過というふうに認識をしているところでございます。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 本部会議の中で、議論を重ねる上で「過去の事実」というような言葉がひとり歩きしておりますけれども、これにつきましては、本部会議はこの1回限りではなくて何回もやってきている中での継続した会議でございまして、要するに今までこの事業を進めてくるに当たって、必要性がどうだったろうかとか、あるいは立地についてはどういうふうな考え方だったろうかということをその都度説明はさせてきていただいていたんですけれども、具体的に説明をしてもなかなかご理解をいただけないということが現状であったわけでございます。では必要性について何であろうかということですが、これもいろいろな場面でご説明しておりますけれども、さっき申し上げましたように、それぞれ各市でリサイクルをやっている中で、処理量がだんだんふえてきて、施設の老朽化もあり、また委託でやっている部分について

の不安定さもあり、こういったことを解消していくためには、共同で3市で処理をやったほうがいいのではないかと、そういう必要性があるわけです。また、スケールメリットのこともあり、あるいは資源化基準の統一もされ資源化率も上がるだろうと。それから、ひいては更新施設、こちらの焼却施設ですとか粗大ごみ処理施設もリサイクルで減量されれば縮小もできるでしょうし、建設費等も縮減できるだろうと。またそもそも公設で自らこの処理をやるほうがいいというような必要性、また継続的・安定的に処理をすることの必要性ということで、責任を持って3市で共同でやっていこうということが必要性として今まで話し合われてきた内容でございます。

また、立地につきましては、これも少し先ほどの報告書の中にも出ておりましたけれども、組合の敷地の中でやればここに他の施設がそろっておりますけれども、敷地の狭隘さもありますので、分散処理をしたほうがいいだろうということでございまして、ただ、あまり遠いところでは、これはまた収集運搬のこともありますし、それから、こちらのほうで資源化した後の後処理のこともございます。そういう関係もございますし、東大和市で現にリサイクル処理をされているということで、公有地として持っていच्छやると。こういうようなこともありまして、用途地域等も含め現在の暫定の東大和市のリサイクル施設を活用させていただいて、用地も新たに確保をするということもなく、用地費については財政負担も軽減できるというようなことがございまして、立地のことについてもそういうふうなことで協議がされ、決められてきたわけでございます。

そういったことにつきまして、今まで年を経ていろいろな段階で協議をし、3市長・組合管理者の中でも合意形成をされてきた、こういったことが積み重なった内容として今まで話し合われてきた事実ということでございます。ですから、こういったことは、今までも説明をさせていただいておりますが、なか

なかご理解がいただけてないということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、25年の組合議会の全員協議会の中でもそのことはお話を申し上げておりますし、先般の連絡協議会の準備会の中でもそういった必要性だとか立地、いわゆるその過去に積み上げられてきた事実ということにつきましては、ご説明を申し上げてございます。ですから、今ご質問のあった「過去の事実」とは何ですかということにつきましては、そういった全体の必要性、立地、それから、それが現在まで至ったプロセスと、そういったようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 須藤議員。

○10番【須藤博】 当時の助役もおりませんからね、本当はこの言った本人に聞くのが一番いいんでしょうけれども、まあわかりました。この付近の住民の方にとってはね、何でよりによってすぐ近くなんだということと、東大和市も広いんだからほかにもあるじゃないのというようなことが説明会でね、質問されてましたけれども、なかなか、じゃあ用途地域で準工業地帯でね、ほかに東大和市にあるのかというと、どうもないらしいということもありまして、実際はこの、精いっぱい説明しているけれどもご理解をいただけないという今ご答弁があったというふうに理解いたしました。了解です。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 「理解を得るのは難しい過去の事実」ということが、武蔵村山市の副市長からそういう発言があって、そういうものがあるという前提で会議が進んでいるのがおかしいじゃないかというご指摘だというふうに理解をしております。

私も、この推進本部会議の議事録も読ませていただいて、そういう会議にはなっているわけですがけれども、私が理解しているのは、やはり住民からすると、何であの桜が丘が想定地になったのかという、そこがやっぱりそもそもわから

ない。この議事録を読んでも、なぜ桜が丘になったのかということは、幾ら説明しても理解を得るのは難しいでしょうというふうに議論がなされているというふうに私は理解をしているんですけども、ちょうど今回資料要求をして出された資料、なぜ桜が丘になったのかということの経緯が確認できる議事録といったときに出てきた資料でね、平成16年の2月23日のごみゼロプランの報告書で初めて東大和市の用地を借用する等という文字が出て、初めてこれで東大和市ということが決まったんですよということが言いたいんだろうと思ってこの資料を見たんですが、しかし、今回の、この会議に、この報告書をもとに議論した議事録は出ているわけですけども、その前段がないわけですよ。何でここの報告書の中に東大和市の用地を借用する等という文字が入ったのかということの、そこの積み上げの議論の様子が今回の議事録でも全くわからないので、東大和市が単独でリサイクル文化センターをつくるというところまで、実施計画にまで載せてたのに、何で3市で使おうという話になったのかという、そこが全く議事録には残ってないし、先ほど事務局が説明された内容は何度も伺っていますが、それはあくまでも後づけで、東大和市の土地を借用しようということがある程度合意できた段階で後づけでそういう理屈をつけたとしか私は理解できませんし、住民もそういうふうに受けとめているんだろうと思いますので、この理解が得るのは難しい過去の事実というのは、本当にそれは過去に議論をした人、積み上げて議論をした人や、またその本来は組合にもそういうものが残ってなきゃ私はおかしいと思うんですが、そこの説明がなされなければなかなか理解が得られないと私は思うんですけども、この点についてのご認識を伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 お示しさせていただいた資料が先ほどからご説明させていただいている内容でございますので、そのリサイクルセンターからという

経緯につきましては、そのところはちょっとこちらのほうでも詳細なところはわかりかねるところでございます。ただ、後づけの理由としかということでございますけれども、先ほど私のほうで必要性とか立地につきまして申し上げました内容につきましては、そのままではございませんけれども、この検討報告書の中に、先ほど申し上げましたけれども、資源化事業の現状ですとか課題、それから共同処理の必要性ですとか、暫定リサイクル用地を借用することについての説明等で、大体的内容はこここのところからスタートしているというふうに認識をしておりますので、先に決まって後づけということではないというふうに考えてございます。

○議長【森田憲二】 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 質疑を終了することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

（「討論なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。追加日程第1、陳情第3号 理解を得るのは難しい過去の事実について、地域住民に説明することなく想定地での建設を進めることについての陳情、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【森田憲二】 挙手少数。したがって、本陳情は不採択することに決定しました。

追加日程第2 陳情第4号 3市共同資源化施設建設計画

に関する積極的な情報の開示を求める陳情

○議長【森田憲二】 追加日程第2、陳情第4号 3市共同資源化施設建設計画に関する積極的な情報の開示を求める陳情を議題といたします。

この陳情は、1月31日に当組合議会に提出され、受理したものでございます。陳情内容につきましてはお手元の陳情第4号のとおりでございます。

陳情の要旨を朗読させます。藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 陳情第4号。

件名、3市共同資源化施設建設計画に関する積極的な情報の開示を求める陳情。

提出者、東大和市桜が丘二丁目223番地の1クロスフォート玉川上水520、山崎武。

要旨、東大和市桜が丘の暫定リサイクル施設用地を想定地とした「3市共同資源化処理施設」建設計画に関し、以下の事項を要望いたします。

(1) 平成25年1月8日に4団体で合意しました「3市共同資源化事業に関する基本事項確認書」を衛生組合のホームページに掲載してください。

(2) 3市共同資源化施設建設計画の進捗に対する協議資料と、その協議に関する議事録を時系列で衛生組合のホームページに掲載してください。

陳情理由等。

衛生組合ホームページには、3市共同資源化事業に関する掲載がありますが、平成25年1月8日に3市（小平市、武蔵村山市、東大和市）プラス衛生組合で合意した「3市共同資源化事業に関する基本事項確認書」が掲載されていません。

「3市共同資源化事業に関する基本事項確認書」は、平成25年2月から始まった住民説明会に向けて基礎となる重要な文書であります。「3市共同資源

化事業に関する基本事項確認書」について、3市（小平市、武蔵村山市、東大和市）プラス衛生組合は、既に役目を終えた文書との認識をされているとお聞きしますが、役目を終える前でも掲載されていませんでした。

平成25年11月29日に3市（小平市、武蔵村山市、東大和市）プラス衛生組合で合意した「3市共同資源化事業に関する確認書」は、衛生組合ホームページに掲載されており、対応が異なっておりますので、同じ取り扱いをされることを求めます。

3市（小平市、武蔵村山市、東大和市）プラス衛生組合が積極的に情報提供を行うとの考えに反するものと思いますので、「3市共同資源化事業に関する基本事項確認書」を衛生組合ホームページに掲載することを求めます。

また、平成15年から進められている3市共同資源化事業の経緯を記録として残す意味でも、全ての資料と資料に関する議事録を時系列で掲載することを求めます。

以上です。

○議長【森田憲二】 朗読が終わりました。

質疑を行います。尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 この陳情の中で、二つの事項をホームページに掲載してくださいということで要望されているわけですが、これは、衛生組合としてはどういうお考えなのでしょうか。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 ホームページの掲載の考え方でございます。1点目の平成25年1月8日の確認書でございますが、この確認書そのものは、ホームページには確かに掲載はしてございませんが、この内容、要旨についてはホームページのほうには掲載をしているところでございます。

また、2点目のこれまでの建設計画の進捗に応じた資料ということでござい

ますが、これにつきましても節目節目で、例えば3市市民懇談会に関連するものですか、推進本部の報告書ですか、その時点でホームページのほうには資料として掲載はしているところでございます。そういった意味では、内容そのものの確認書ではないですが、情報としては掲載をしている。また、これまでの資料につきましても節目節目では掲載をしているというふうな認識を持っているところでございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 こういう陳情が出されているわけですから、要旨ではなくてきちっと、そんなに長いものでもないですから、載せるということでぜひお願いしたいと思いますが、この情報を速やかに出していくということは、特にその信頼関係がなかなかないという状況の中で、組合側としてやはりこれは積極的に取り組んでいくべき事柄だろうというふうに思うんです。

これは、平成19年の理事者合意の後に周辺住民の方に市が説明をして初めて周辺住民の方が聞くと、平成20年になって初めて聞くという状況があって、すぐ隣にあるグランドメゾン玉川上水というマンションの住人の方々からお話を伺ったわけですが、そういう話がわかってたらマンションを買わなかったという話もそのとき出された。このマンションは平成16年の11月から18年11月にかけて次々と竣工したマンションなんですね。せっかく苦労して買ったら後からそういう話を聞かされた。今になって聞いてみると平成17年8月には決まっていたと、どうしてくれるんだという話にもなるわけです。ですから、積極的に情報を開示し、しかも速やかに知らせていくという姿勢が求められてくるのではないかというふうに思います。この点についての基本的な考え方だと思いますが、見解を伺います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 難しい提案でございますが、積極的に情報を開示して

いくということについてはそのとおりだと思ってございます。ただ、内容につきまして、行政側の合意したことと、それをまとめた結果として皆様方にお知らせするという事は、やや性格的には違うと思ってございます。先ほどの1月の4団体の合意文書にいたしましても、その概要ということで言わせていただきますと、2月、3月の市民の方への説明会の資料の中に載せさせていただいてございます。そういった意味で、すべてをホームページにということはなかなか難しいですけれども、ある程度内部で合意形成されたことにつきまして、節目節目で速やかに出していくということについては、そういうふうに、前は少し足りなかった部分もございますけれども、現在では積極的にそういう姿勢で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 陳情の要旨にあります平成25年1月8日の確認書の大事なポイントは、4団体が想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進するということが一つ明確に一番初めに書いてあって、一番最後に、住民の理解が得られたと判断された後は施設整備事業に着手するということが明確に書いてあるわけですね。この二つのポイントは、今概要をホームページに掲載しているということですが、ちゃんと記載されていますか、今のホームページの中で。私、きょうここに来るのに確認してきておりませんので、ちゃんと今の二つのポイントは概要の中でも触れられているのかどうか、ご説明いただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 ホームページに掲載をしております概要につきましては、3市共同資源化事業を進めていますというパンフレットでございます。その二つ目の項目で、4団体で確認した基本事項の要旨ということで、4団体の一致した行動ですとか、2品目の処理施設などについて書かれておりますが、

今ございました部分につきましては、掲載はされていない状況でございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 今のところがね、一番大事なところで、管理者並びに3市の市長が合意をして、署名、捺印までして合意し、確認をした文書でありますから、ましてやその住民の理解を得ることを前提にこの事業を進めていきたいということで合意をして進めていこうとされたわけですから、その姿勢については、当然のことながら明らかにしていただかなければ、また、繰り返し申し上げますが、そういう意思確認をしたにもかかわらず、合意が得られていないのに進めようとしているから今の混乱した状況になっているわけですから、そこについては、やはりきちっと説明責任を私は果たしていくべきだと思いますが、その点についてのご認識を再度伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 こちらの平成25年1月8日の確認書でございますが、先ほど来ご説明しておりますとおり、要旨として情報としては載せさせていただいておりますので、確認書そのものをホームページに載せるということは、今現在新たな確認書を載せておりますけれども、過去にさかのぼってホームページに掲載するという予定はございません。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 だからやはり全文載せてくれという要望になるんだと思うんですね。その衛生組合側にとって載せたくないことは割愛して要旨で載せるということをやっていけば、余計信頼関係が崩れるんじゃないですか。その上でこういう陳情が出されてるわけだから、それはもう正々堂々そのままきちっと一度合意したことなだから全文載せると、事実事実としてきちっと明らかにしていくということをやらないと、それはもう最低限の信頼が失われる。次の陳情第5号にもかかわってくる問題になりますけれども、事実がきち

っと確認されない、記されない、こういうことでは、住民の理解を得て進めるなんていうことはあり得ないでしょう。だから今こういう陳情として出ているわけですから、これはきちっと載せるべきじゃないですか。もう一度見解を伺います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 先ほど申し上げましたけれども、4団体で協議してきていることにつきましては、たくさんの会議が行われ、たくさんの結果として決められてきていることがございますけれども、内部の中で協議をしていることについて、すべてをその情報のホームページに載せるということにはなかなか至りませんし、必要なことにつきましては、私どものほうで節目をもって皆様方のほうにお伝えをしております。先ほどの1月8日の件についてもそうですけれども、その後、説明会が終わった後、また私どものほうで協議をさせていただいて、4団体で協議をし、7月にまた報告書というようなものを出させていただいておりますけれども、そういった中でも1月の確認書についても一度再度検討した結果、新しくまた内容について協議をし、この内容で進めていきますというようなことを申し上げてございますので、その内容についてもまた新たにお話をしてございますので、あらましとしてお伝えはしていくことはございますけれども、行政の内部のすべての資料、情報公開のようなことであればそれはまた別のお話でございまして、ホームページにすべて載せるということにつきましては、私どものほうで、4団体で協議をし、こういう必要なものについてはお載せをし、あるいは行政の内部の確認書であっても市民の皆さんに概略ということで、概要ということでお伝えするということで、必要に応じてやってきてございますので、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 少なくとも管理者と3人の市長が判を押した合意文書というのはそんなに数はないですよね。これについて少なくとも全部全文載せるというのは当然のことじゃないですか。いかがですか。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 情報の提供でございますので、内部のその合意した文書をそのままということではなくて、その内容について概略をお示しするということであれば、十分に意思は伝わるというふうに思っております。何もしないということではございませんので。また、どうしてもその内容についてお知りになりたいということでございましたらば、それは別の制度もございまして、そこで対応させていただきたいと思っております。

○議長【森田憲二】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 質疑を終了することに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。中間議員。

○7番【中間建二】 陳情第4号に賛成の立場で討論を行います。

特に先ほど来ご質疑がありましたけれども、平成25年1月8日の基本事項確認書であります。今、前回、前々回のときにもこの点については議論をいたしました。少なくともこの組合議会の中で明確に基本事項確認書に記載された内容と違うやり方で事務執行されてますねということは、この議事録、この議会の中で何度も発言をさせていただいておりまして、今さらもう隠すような状況のレベルのものではないかと思っております。組合議会の中で明確に議論をされておりますので。ですから、正々堂々とホームページにもアップをし、結果として確認事項と違った事務執行がなされているということは、そのことも含

めて説明責任が組合にはあるかと思いますので、そのような対応をすべきであると考えますので、この陳情には賛成をいたします。

○議長【森田憲二】 討論を終了いたします。直ちに採決いたします。

追加日程第2、陳情第4号 3市共同資源化施設建設計画に関する積極的な情報の開示を求める陳情、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【森田憲二】 挙手少数。したがって、本陳情は不採択することに決定しました。

追加日程第3 陳情第5号 3市共同資源化事業に於ける (仮称)施設整備地域連絡協議会設置に向けての準備会議事録を求める陳情

○議長【森田憲二】 追加日程第3、陳情第5号 3市共同資源化事業に於ける(仮称)施設整備地域連絡協議会設置に向けての準備会議事録を求める陳情を議題といたします。

この陳情は、1月31日に当組合議会に提出され、受理したものでございます。陳情内容につきましてはお手元の陳情第5号のとおりでございます。

陳情の要旨を朗読いたさせます。藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 陳情第5号。

件名、3市共同資源化事業に於ける(仮称)施設整備地域連絡協議会設置に向けての準備会議事録を求める陳情。

提出者、東大和市桜が丘二丁目223番地の1クロスフォート玉川上水520、山崎武。

要旨、「3市共同資源物処理施設建設計画」における、(仮称)施設整備地域

連絡協議会設置に向けての準備会議事録の開示を要望いたします。

(1) 平成25年12月18日及び平成26年1月27日に開催されました
(仮称)施設整備地域連絡協議会設置に向けての準備会議事録の作成を求めます。

(2) 平成25年12月18日及び平成26年1月27日に開催されました
(仮称)施設整備地域連絡協議会設置に向けての準備会議事録を衛生組合のホームページに掲載することを求めます。

陳情理由等。

平成25年12月18日と平成26年1月27日に、「3市共同資源物処理施設建設計画」における(仮称)施設整備地域連絡協議会設置向けの準備会が開催されました。

平成26年1月27日の第2回準備会の場において、平成25年12月18日の議事録はいつ発行されるのかを確認しましたが、衛生組合計画課課長は(仮称)施設整備地域連絡協議会設置に向けての準備会なので、議事録は作成しない、協議会が始まったときは協議会の議事録を作成するとの答弁でした。

準備会では、(仮称)施設整備地域連絡協議会設置に向けて多くの意見や質問がなされ、それに対する回答がされています。

たとえ準備会であっても、周辺地域の対象範囲となる自治会、マンション管理組合に案内をし、その代表の参加を促し開催した会議において、貴重な意見や質疑応答は会議録として記録されるべきです。その内容が参加者にも確認できない、また参加されなかった方も説明会の内容が確認できないという事態は、積極的に情報提供を行うとの4団体の姿勢とは思えません。

平成25年12月18日、平成26年1月27日に開催されました施設整備地域連絡協議会設置に向けての準備会議事録作成と衛生組合ホームページへの掲載を求めます。

以上です。

○議長【森田憲二】 朗読が終わりました。

質疑に入ります。尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 2点陳情で出されてますが、この点の対応について組合の見解を伺います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 陳情の内容にございますとおり、1月27日の準備会では、議事録の発行について確認をされたところをございます。この中で、私のほうでお答えをさせていただきましたが、最初の準備会では、決定されたことがないということや、準備会ですので、協議会の約束事を決めるものというような認識から、記録については残しますけれども、公開する予定はないということでお答えをしたというふうに記憶をしてございます。そういう意味からそのようなお答えをさせていただきましたが、その後、4団体で協議をいたしまして、そもそも記録はつくるということでは進めておりましたが、この記録について、協議会の委員の方に、第1回協議会のときには配付をさせていただいたところをございます。また、2回目の準備会の内容につきましても現在作成中をございますが、完成しましたら配付をしていきたいというふうに考えてございます。

また、ホームページの掲載をございますが、先ほども申し上げましたとおり、本来の準備会での会議録とは違うということと、先ほど来別の案件でもお話がありましたけれども、すべてのものを載せるということもなかなか難しいと思いますので、必要に応じて、例えば情報公開請求ですとか、それらに基づきまして公開することは可能というふうには考えてございます。ホームページのほうには、掲載する予定は現在のところありません。

○議長【森田憲二】 須藤議員。

○10番【須藤博】　ちょっと今のお答えがわからなかったんですが、準備会の議事録はその会議のメンバーには配付すると、それで資料請求があったらこれは出すのですか、出さないのですか。

○議長【森田憲二】　木村計画課長。

○計画課長【木村西】　準備会での要録でございますが、これは協議会の委員の方には配付をいたします。要求があったらといいますのは、その他の一般の方でそういった準備会の中での要録があるのであれば情報公開請求をするというようなことがあれば、これはその制度にのっとってそれは公開していくということでございます。

○議長【森田憲二】　須藤議員。

○10番【須藤博】　ホームページに載せる容量というのがあるので何でもかんでも載せるかどうかというのはどうかとは思いますが、そういった意味での、この住民の方の疑念を晴らすという意味ではね、準備会のこの議事録というものも公開するということは、しっかりやったほうがいいんじゃないかと思います。

○議長【森田憲二】　平野議員。

○3番【平野ひろみ】　先ほどの陳情第4号もホームページのことが上げられていましたけれども、ホームページに掲載するかどうかという基準みたいなもの、今伺ってますとその都度考えてということのようですけれども、前もった基準のようなものがあるのかないのか、そこを伺わせていただきます。

それと、この施設整備地域連絡協議会に向けて、まずは準備会をつくるということで、準備会で丁寧に住民にお話をして、意見を聞いてきたというところで2回行っているわけです。これまで言い続けてきた住民参加の場をつくっていくというところでは、とても前向きに取り組んできたという経緯がある中で、それは参加した人だけじゃなくて、地域の住民の人たちがその内容についてや

っぱりきちんと知らせていく、知りたいものは情報を得ていくことができるような機会をつくっていくことはとても重要なことだと思います。そのような考えについて、組合はどういうふうにお考えを持っているのかをもう一度改めてお伺いいたします。確認させてください。2点です。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 2点目のホームページの公開でございます。協議会がもう既にスタートしてございますが、この協議会につきましては要録を作成して、議事録を作成しまして、これは公表をしていくという予定でございます。ただ、この準備会につきましては、先ほど申し上げましたとおり協議会の約束事を決めるための会議ということで開かせていただきましたので、その内容を公表するということは、考えていなかったというところでございます。

そういう意味で、ホームページには掲載はしませんが、公開のほうは制度にのっとってできるというのが一つと、協議会につきましては、今後もその会議録を作成して、これはホームページ等で公表していくというような予定となっております。

○議長【森田憲二】 藤野総務課長。

○総務課長【藤野信一】 ホームページに載せる基準ということのご質問ですが、1件ごとに各担当課から要望が上がってきまして、その都度その決裁をもちまして載せるか載せないかを判断しております。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 私、先ほど平成26年度の一般会計予算に賛成いたしましたが、その一般会計予算の参考資料の1ページに組合事業の基本事項ということで組合の基本姿勢が書いてありましてね、③のところで、「あらゆる機会を通して、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築する」ということがね、組合の姿勢としては明確に意思表示されてるわけですね。それにもかか

わらず、先ほどの陳情でも、一番大事なところをあえてホームページには公表しないし、今回の今のこの準備会もね、参加した方からすれば相当皆さんね、意見があり、この協議会を立ち上げることについての、また、そもそもなぜこういう事業が必要なのかということについてもいろいろな角度で意見が出てるわけですね。そういう中で、地域住民も当然納得してないし、また組合の姿勢としてもこういう信頼関係を構築するってはっきり言ってるわけじゃないですか、組合の姿勢としてもね。なおかつ説明も桜が丘に限らず広く3市の市民に理解、合意を得ていきたいということは、これまでいろいろなところで説明しているわけですから、もう今、そのホームページの容量があるとかないとかという、そのレベルというか、時代じゃないじゃないですか、もう。幾らだってホームページに載せようと思えば容量なんていうのはもう山ほど確保できるわけですから、そういった意味では、何も隠し隔てすることなくね、もう文書化されているものについては、積極的にホームページで公表するというのが当たり前のことだと思うんですよ、こういう陳情が出るとか出ないとかにかかわらず。何でそれができないのか、そこが私は不思議でならないんですけれども、その点についてのご認識を伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 情報公開ということでございます。積極的な公開をしていくというこういう姿勢はそのとおりでございまして、私どももそういう姿勢で臨んでおります。今回の準備会の記録につきましては、先ほど来申し上げましたとおり、そもそも協議会の準備のための会議ということでしたので、そういう考えがなかったということと、当然積極的な情報公開ということで考えておりますので、協議会がもうスタートしておりますけれども、これについてはもう公表していくと。それから、必要な情報についても今後公表していくという考えは持っているところでございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 準備会にね、参加された方々がむしろ公表することを望んでいるということははっきりその場で発言もあったかと思いますので、あえてね、準備会なので載せてもらいたい、載せてもらいたくない、公表してもらいたくないという意見が多数であれば、それはそうだと思うんですが、むしろ参加された方は、むしろ準備会でこういう意見が出ているということをしっかり公表してもらいたいということが参加された方の意見だったというふうに私は理解しておりますので、組合の姿勢としてね、明確に先ほど申し上げたあらゆる機会を通して地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築するっていうのははっきりうたっているわけですから、正々堂々とすべて公表していく姿勢をもって臨んでいただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 この準備会、私も出席しましたがけれども、やはり主催した側と参加した側の認識に大きなずれがあるというのがね、今のやっぱり最大の問題だと思うんです。今、課長が言われたように、主催者側はこの設置要綱のうちの第3条の構成と第4条の会長及び副会長、ここについて地域住民とこの準備会の中で協議をして決定したいというのが主催者側の立場だったわけですね。ところが、参加された側は、この協議会にどういう権限があるのかわからなければ組合に帰って提案のしようもないということから始まって、そもそもなぜ桜が丘なのかということも含めてさまざまな意見が出される。これは、もとを正せば、地域住民の理解を得ることを前提として進めると言ったけれども、地域住民の理解を得られない、しかし進めると、ここのボタンのかけ違えがやはりこういう住民との認識の違いをさまざまな時点で生んでいくという原因になっていると思うんです。ですから、やはりその認識の違いがあるのはね、これはやはりこの4団体の側に大きな責任があるわけですよ。ですから、

そういう認識に立てば、こういう準備会であっても重要な発言がたくさんされた、住民の皆さんにとっては大変重要な発言です。主催者側にとってはどうかわかりませんが、そこを大事にして、その要求、要望を入れて、きちっとそういう議事録もつくるし、それも公表していくという丁寧な姿勢を一つ一つ積み重ねていかなければ、これは回復できないですよ、この信頼の、損なわれた信頼は。そこについての姿勢がね、問われているのではないかなと思うんですが、その点について認識を伺います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 準備会の内容は先ほどからご説明を申し上げておりますが、協議会を開催するに当たってルールづくりということで私どものほうは4団体として開催をさせていただいたわけでございますけれども、今の議員のお話のとおり、そもそもこの場所でいかなものかとか、どうして必要なのかというようにお話をございましたけれども、そこは、私どものほうとしますと、それ以前に今までの2月、3月の説明会、あるいは去年の8月の3市長・組合管理者の説明会等でご説明をしている内容、姿勢でございます。これにつきましては、ご意見があれば、そのときにもお話をしたかもしれませんが、先ほどの管理組合に帰ってお話ができないのであれば、私どものほうで調整させていただいてご説明もさせていただくというようなこともお話をさせていただいたと思ってございます。ですから、当初は、準備会ですから、準備会として協議したい内容がなかったものですから、会議録のほうは保管するだけということ考えて発言をさせていただきましたけれども、そのルールづくりのこと以外のところでのご意見とかありましたので、それにつきましては、準備会の中でご披瀝して、準備会の方々、あるいは協議会の方々にはお示しをするということでさせていただきましたけれども、本来の目的としますと、協議会の準備行為でございますので、ホームページのところまで公表すると、載せるというこ

との考えは現在のところはないということでございます。ですから、積極的にということであれば、会議に出席された方につきましては、きちっとお示しをさせていただきますし、あと必要な方につきましては、情報公開等の制度がございますので、そういったところでご請求いただければお出ししていくというような姿勢でございます。

○議長【森田憲二】 虻川議員。

○1番【虻川浩】 やはり、掲載のルールというものをその都度判断すると先ほどおっしゃっていましたが、これは一定程度決めていただいたほうがいいかなというふうに今議論を聞いていて思っております。ある場合は載せ、ある場合は載せないというのは、やはりちょっと無理があるかなというふうにも思いますので。だからといってね、何でもかんでも準備段階の下話だとか、あるいはその打ち合わせ的なものの内容まで、まだ確定してないものの内容まで、その過程が大事だとかという論調でもって見せるというのは、これは私は反対です。そうではなくて、そういう下話、いろいろな考え方をすり合わせながら合意をつくっていく過程でその会合が必要であったわけであって、それによってその結論としてこういう協議会なりを決めていこうというふうに決まったのであれば、そこから先が公式であるわけですから、その公式なものに関してはきちっと責任をもって文書を残していくというのは重要だと思います。

かつ、ホームページについては、全文載せるのも技術的には可能ではあると思いますが、だらだらとずうっと会議録みたいなものを、果たしてどれだけ見るのかという問題もありますので、それはやはりポイントをまとめた上で、必要があれば下に全文を載せるような工夫も必要かと思います。要は、何が合意されたか、これが重要であり、それを丁寧に説明をしていくということとが重要であると思いますので、今回の陳情を出された皆様の願意というものもできるだけそういう情報公開をしてくれというところが最もポイントだと私は思っ

ておりますので、その辺を少し事務局的にもご検討いただいて、今後やっていただければと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 公開請求とホームページというのは、やや性格が違っていると思ってございますけれども、議員おっしゃるように、市民の方と協議していくような会合ですとか、協議会ですとか、住民説明会ですとか、意見交換会とかいろいろな場面があると思いますけれども、住民の方と私ども4団体で協議なりご説明なりしているものにつきましては、これはホームページのほうにもお載せしたいというふうに思っております。

ルールづくりというのは、多々いろいろな場面がございますので一律にというのはなかなか難しいと思いますが、内部での会議等につきましては、先ほど何でもかんでもというお話もありましたけれども、合意形成がある程度されて、その都度次のステップに進めるというような段階のものにつきましては、まとめたものをお出ししていきたいというふうには思っております。その意思形成過程ということも言われておりますけれども、それぞれの内部の会議のところまでは今のところホームページという予定はございませんけれども、別の制度で、情報公開制度のようなものがありますので、そういった場面では、存在しているものについてはお出しできるのではないかとこのように思っております。

○議長【森田憲二】 虻川議員。

○1番【虻川浩】 各種地元での会合を拝見しますと、ほぼ大勢が反対の立場の方が集まっているというふうに思われます。そういう中で、もちろん地元の方にしてみるとそういう思いがあるのは重々わかるところでありますけれども、一方で、これまで長い年月をかけて合意の形成をしてきた、丁寧にやってきたということもまた事実でありましょうし、それが各市においても合意形成の努

力がされ、それが組合議会に持ち込まれて集約をされ、また、事務局的にも検討をしていただきながら進めてきているというところもあるかと思うんですね。ですから、反対の方の意見は反対だというふうに表現するのは非常にある意味ではわかりやすい話でありますけれども、積み上げた合意をこういう理由でこうだからこうですよというふうに表現していくということもきちっとやっていかないとおかしい話になるかなというふうに思うんですね。その辺の発信ももう少し丁寧に工夫ができる余地がないのかなというふうに思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 議員おっしゃるとおりでございますけれども、合意形成されて今まで何年も積み上げた内容でございますので、今後この積み上げの中でさらに進めていくわけでございますので、発信が丁寧というのがどういうレベルでどういう程度というのがなかなか難しいとは思いますが、とにかく私もといたしましては、4団体でこの事業を進めていきたいという意向であり、進めていく予定でございますので、そういった意味では、それにご理解をいただけるように積極的に情報の発信をしていくということの基本的な姿勢はございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 磯山議員。

○2番【磯山亮】 済みません、一つ確認させてください。この陳情が受理されたのは1月31日で、この内容を見ているとその第2回の準備会のときに議事録を作成しろというお話が上がったときに、組合の対応としては、準備会に関しては作成しないと、協議会に入ったときは作成するというお話をされたということがこの陳情は前提で書かれてますけれども、先ほど少しお話を聞いた部分では、12月18日の部分に関しては要録でまとめたものをこの前の協議会でお配りしたんですか、お配りして、1月27日の準備会の要録も今後でき

次第配付していくというような予定でいらっしゃるというお話なんです。つまり、この陳情が出された後で、今までの間に対応されている部分があるのかなと思いますので、その辺を一つ確認をさせていただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 今、議員がおっしゃられたとおり、そのときは公表する予定はないということでお話をさせていただいておりました。しかしながら、その後4団体で協議をしまして、つくるのはまずつくることにはなっておりますけれども、それを公表していきましようということになったものでございます。

○議長【森田憲二】 磯山議員。

○2番【磯山亮】 ありがとうございます。ということで、この陳情を出されてから一定の対応をされたということで、要録を配られたということは非常によかったことだと思っております。協議会については、議事録をしっかりとつくっていくということを明言されているわけですので、今後しっかりと情報公開をしていただければと思います。その議事録をつくる際にも、協議会においては議事録をつくるということが前提となっているので、逆にそれは参加者の皆様も、それは公になるものだという形で発言されると思うんですよ。準備会のときは、逆に公開してほしいと言う方もいる一方で、例えばそういう公開じゃない、議事録として公開されないということが担保されて意見をおっしゃっていた人もいますので、今後はその協議会の中で、しっかりと参加者の皆様にも公な発言、公になるのかどうか分からないですけども、その協議会という非常に位置づけの高いものの中で発言していくということを認識されてよりよい話し合いをしていただければいいなと思っておりますので。

以上、意見です。

○議長【森田憲二】 細谷議員。

○４番【細谷正】 この間、陳情としてきょうは３件目ということですが、私も、公開をするというふうに決めたこの（仮称）施設整備地域連絡協議会にのっとなってね、運営を進めていってほしいというふうに思っているんです。この協議会にも私も傍聴ということで伺わせていただいたんですが、管理者、そして３市の市長そろって出席をされ、説明においては事務局ということでしたけれども、その真意を聞きたいというときにはね、やっぱり市長に対して質問をぶつけると。市長も管理者も、管理者自身もね、それに答えていくと、そういう姿勢の示された協議会の場合だったなというふうに思っているんです。ですから、ここにあるように、これまでのものということはそれは準備の段階としてあったとして、協議会に今は全精力を注いで進めて運営をしていただいていますし、今後の運営方式や、どういう日にやればより皆さんに集まっていたいてね、皆さんからの意見を出していただける、そういう条件日程なんか管理者や、理事者というんですかね、説明される側のほうに、皆さん座っていらっしゃる皆さん、そういう姿勢でおられましたから、そういう姿勢でぜひ臨んでほしいというふうに思っております。質問というか、陳情文が出てますのでね、ちょっと述べさせていただきました。

○議長【森田憲二】 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 質疑を終了することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

（「討論なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。追加日程第 3、陳情第 5 号 3 市共同資源化事業における（仮称）施設整備地域連絡協議会設置に向けての準備会議事録を求める陳情、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【森田憲二】 挙手少数。したがって、本陳情は不採択することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会 2 月定例会を閉会いたします。

午後 1 時 3 7 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 森 田 憲 二

小平・村山・大和衛生組合議会議員 磯 山 亮

小平・村山・大和衛生組合議会議員 尾 崎 利 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 藤 野 茂